

平成30年3月19日（月曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第5日目）

平成30年第1回松島町議会定例会会議録(第5号)

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 杉原 崇 君 | 2番 | 櫻井 靖 君 |
| 3番 | 緑山 市朗 君 | 4番 | 赤間 幸夫 君 |
| 5番 | 高橋 利典 君 | 6番 | 片山 正弘 君 |
| 7番 | 澁谷 秀夫 君 | 8番 | 今野 章 君 |
| 9番 | 太齋 雅一 君 | 10番 | 後藤 良郎 君 |
| 11番 | 菅野 良雄 君 | 12番 | 高橋 幸彦 君 |
| 13番 | 色川 晴夫 君 | 14番 | 阿部 幸夫 君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

| | |
|------------|----------|
| 町 長 | 櫻井 公一 君 |
| 副 町 長 | 熊谷 清一 君 |
| 総務課長 | 亀井 純 君 |
| 財務課長 | 千葉 繁雄 君 |
| 企画調整課長 | 小松 良一 君 |
| 町民福祉課長 | 太田 雄 君 |
| 健康長寿課長 | 児玉 藤子 君 |
| 産業観光課長 | 安土 哲 君 |
| 建設課長 | 赤間 春夫 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 鷹平 義弘 君 |
| 水道事業所長 | 佐藤 進 君 |
| 水道事業所副所長 | 岩渕 茂樹 君 |
| 危機管理監 | 赤間 隆之 君 |
| 企画調整課専門官 | 佐々木 敏正 君 |
| 総務課総務管理班長 | 櫻井 和也 君 |
| 教 育 長 | 内海 俊行 君 |

| | |
|-------------|-----------|
| 教 育 次 長 | 本 間 澄 江 君 |
| 教 育 課 長 | 三 浦 敏 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 伊 藤 政 宏 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 丹 野 和 男 君 |

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

議 事 日 程 (第5号)

平成30年3月19日(月曜日) 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

Ⅱ 第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。

その前にお知らせの前に、松島町議会傍聴規則第6条の第4項を読み上げさせていただきます。

児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はその限りではない。

議長といたしまして、XXXXXXXXXX君は児童ではございますが、保護者同伴と思い、それを許可したいと思います。

それでは、傍聴者の説明をいたします。XXXXXXXXXXさんほか3名でございます。

本日の会議日程等は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

2番櫻井 靖議員、登壇の上質問をお願いします。

〔2番 櫻井 靖君 登壇〕

○2番（櫻井 靖君） 2番櫻井 靖でございます。

それでは、通告書のとおり、一般質問、本日は2題となっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、初めに、大人の居場所づくりをどう考えるかということでございます。

松島町では、元気塾、地域サロンの活動が数字の上では好調のようですが、実態としてはどうなのでしょう。男女の比率、地域によってはばらつきがあるのではないかと懸念しております。松島町内には多方面に活躍している大変優秀な人材が多くいるにもかかわらず、な

かなかその人たちの活躍する場がないように思われます。本町でも、シルバーリーダーの発掘をしていくべきと考えていますが、どうでしょうか。

そこで、地域サロンの活動が活発でない地域の対応や、男性の参加できる場を今後どのようにつくっていくかが課題であると考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それでは、櫻井議員の1問目の質問に答弁いたします。

本町では、高齢になっても地域活動等、各方面において男女とも元気に活躍されている方が大変多いと認識しております。また、新たな避難所等もできましたので、それらを拠点に活動が広がるよう、交流やみずから学ぶ生涯学ぶ取り組みを継続しております。

地域のサロンの参加者が圧倒的に女性が多いようですが、しかし一方では、現役で行政区長さん、また、行政連絡員さん、分館長さん、地域の役員、老人クラブ等、地域の取りまとめ役、お世話役等は圧倒的に男性が多いようになっております。本町では、高齢者が県内でも6番目に多い町ですが、最新の健康寿命の結果では、これまで7位だった男性が、女性と同じ3位に上がり、元気高齢者が多い町、活躍している町と認識しております。

健康長寿課による地域サロンづくりのみならず、教育課でも本町の豊かな歴史・文化を積極的に各種講座として実施し、生涯学習事業に取り組んでいるところでございます。

詳細は担当課長から答弁差し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 健康長寿課より、元気塾と地域サロンについてご紹介いたします。

元気塾につきましては、平成29年度は2カ所ふやしまして9カ所、12教室で実施しております。また、集まる場をつくっても、なかなか人が少ないので開催が難しいという地域もあるということから、広域的に集まれる場所として、29年度より高城避難所と保健福祉センターどんでんぐりで開設し、いろいろな行政区の方が交流する場が生まれております。

住民の方がリーダーとなる地域サロンにつきましては、28年度に8カ所でしたが、2月現在では26カ所にふえておりまして、元気塾だと男性の参加率が12.6%で、やはりなかなかお茶飲みの役場主催の場には男性が少ないといったことがございましたが、地域サロンのほうでは、男性の参加を促す目的で囲碁や将棋、健康マージャンなどいろいろな工夫をさせていただいておりまして、地域サロンでは男性の参加率が26.9%と元気塾よりも地域サロンのほう

が男性が参加しやすく、リーダーになっていただいていると思っております。

そういう活動がない地域に関しましては、地域の方や社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターと連携しながら、地域でいろいろな活動をしているところにこういったことを加えていくようなリーダー育成を含めた活躍できる場づくりを今後ともしていきたいと思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） いろいろな資料を読んでいますと、健康長寿課さん大変頑張っているんじゃないかと思っております。しかし、思っていますが、やはり深く中身を見ていきますと、偏りがあるのではないかと手放しでは喜べないのではないかなと私は感じておりました。

ここに持ってきています社会福祉協議会から発行されています「いきいき松島」というふうな小冊子がございます。ここの中を見ていますと、積極的に取り組まれているし、そうでない地域というのがはっきりするのではないかなと思っております。例えば、人口の多い高城地区なんですけど、なかなかそういったサロンができていないというふうなのが現状のように見受けられます。決して集まれる場所がないというわけではないんですよ。高城コミュニティセンターなど利用率は極めて高いというふうなわけではなく、日ごろあいている状態でございます。日ごろから多くの人に利用していただけるのかなというふうなことでございます。また、地域でお茶飲み会を開きたいという声は、それは少しですけども私の耳にも届いています。そういう要望というふうなのはあるのではないかなと。ただ、うまくマッチングができていないのではないかなというふうなことでございます。

いろいろなグループがあるわけで、その中に1人だけ入るといのはなかなか入りづらい。派閥というわけではないのですけれども、そういうふうな部分で仲よしグループの中に1人だけ入るといふふうなのはなかなかできないというふうなのが現状なのかなと思っております。そして、それであと、また、地域サロンを立ち上げることというふうなのがなかなか難しいのではないかということがその人たちは考えているようで、私たちもやりたいのだけれども、どういうふうにしていいのかなということがわからないというふうなことが現状であると私は思っております。

そこで、地域サロンをつくる条件というのがもう少しわかりやすくすればいいのかなと思うんですが、その条件はどういうふうなことになっているでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 地域サロンは、大きく条件というのはないんですが、町で助成する場合は月2回開催で1回1,000円ということで、冷暖房代とか会場費に充てていただくというふうにしております。でも、26カ所のうち、補助金をいらないというところが多くて、どこの会場でも大体100円持ち寄りで、自分たちでコーヒーやお茶を用意して、十分何かおつりが来るんだみたいなことで、ただ、やはり新しい避難所ですと、冷暖房代とかもかかるので、そういった町で助成をしております。

新たにつくりたいという相談がやはり入ってきておりまして、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターに現場に行ってもらいますし、町の職員も一緒に行ったりして、地域サロンを立ち上げの支援というのをやっておりますので、どうしていいかわからないという声ももしございましたら、ぜひどんぐりのほうにお声かけていただきたいと思います。

ことし26カ所にふえましたのも、やはりもともとある程度集まりがあったところに加え、新たなやはり立ち上げ支援を行ってふえたということもございますので、その立ち上げの仕方がわからないといった方には、職員や社協のコーディネーターが現場に出向きますので、ぜひお声かけていただければといったような、そのような通知も今後ちょっと努めていきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） そして、そういうふうな周知をしていただきたいんですけども、まず、でもある程度どのくらいの人数とか、場所とか、自宅でもいいんですけどもかというそういうふうな部分がもう少しわかりやすくあればいいのかなと思うんですけども、その部分です。始めるに当たって大体の目安の人数、それと場所として自宅とかですね。そういうふうな場所でも可能なかどうかというふうなことはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 元気塾の男性の方が、「俺たちの居場所」という男性の地域サロンをつくっていただいたんですが、その方は自宅を開放しております。自宅でも、地域の集会所でも、どこでも構いません。大体サロンの立ち上げというのは、どういうことをしていいかわからないといったことが一番多いので、最初こちらで出向いて、ほかでこういう活動をしていますよとか、あとやはり人集めするのに、健康体操とか、健康講話とか、そういったお話を聞く機会をつくりながら、定期的なお茶飲み会をしていきたいという相談が一番多いので、歯科衛生士や栄養士、保健師ですね。あと社会福祉協議会の職員が出向いてそういったお話をしていきながら、その定期的な開催につなげているといったところです。

2、3人の普段の生活によるお茶飲みというのは、昔は大変活発だったと思うんですが、今少なくなってきた。自宅だと何となくお互いに気を遣うということがあって、地域でのお茶飲みというのが今集会所を使ってという新たな活動になってきたのかなと思っておりまして、その場所、そのやりたい内容に応じて相談に応じますので、お声かけていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 自宅でもいいというふうなことでしたら、やはり5、6人でも可能なのかなというふうなことでございます。ですから、こういうふうな手軽にそういうサロンがつかれますよということをぜひとも周知していただいて、もう少し広めていただければなと思っております。そして、その小さい団体というのが幾つか集まって、また、組み合わせがいろいろあると思うんですが、それで講座を講演というふうな形で大きな集合体にしていけば、なおさらもっと効率的になるのかなと思いますので、そういうふうな面もぜひともよろしくお願いいたします。

それで、これで次は、男性の参加についてというふうなことでございます。

これはなかなか難しい問題なのかなと思っております。一部の地域、磯崎地区ですね、では区長さんが中心になって大変活発になさっていらっしゃる。先ほども課長のほうも言っておりましたカラオケ大会とか、将棋、マージャン、そば打ちなど、男性の方が多く参加されているというふうなことでございます。これは意外と磯崎が大体主でやっていて、ほかの地域ではなかなかそこまでいっていないのではないのかなと思うんですね。ですから、こういうふうな成功事例に対して、もう少しやっていますというふうなことをほかの地域にも広めていただいて、そういうふうなものも広げていただければありがたいと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

例えば、そういうふうなのが集まれば、各区の将棋大会、マージャン大会というふうなのをやって、それで各区の予選でしてくださいというふうなことがあれば、腕に覚えのある方が参加するのではないのかなと思っております。そういった集まりの中で、少しでも健康について話せる機会というふうなものを設けてもらって、余り普段外に出ない方が出してもらうというふうなことはできると思いますので、ぜひともその成功事例をほかの区にも広める努力というふうなのをしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 成功事例の話を広報とかには定期的に載せているんですが、少

し特集組むとか、あと地域包括支援センターだよりでも写真入りでお知らせしているんですが、少し集中的にそういった周知をしていきたいなと思っております。

男性の参加が、磯崎が大変男性の参加を工夫してやっていただいているんですが、老人クラブとか、いろいろな区長さんたちの横の話の中で、分館長さんたちのお話の中とかでも、やはりそういう話が伝わっているのかと思います。老人クラブでも男性が多く参加するような会を開き始めてくれていますし、あと来年、30年度ですね。やってみたいんだという声も出てきていますので、成功事例とか、工夫されているところをどんどんPRしていくように努めたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 我々の議会も女性がないわけなんですけれども、よくその中で女性の発想を取り入れてという話が出てくるんですけれども、反対に同じように健康長寿課さんにはおじさんがいない。ですから、時にはおじさんの意見というふうなのをぜひとも取り入れることが必要だと思うんです。そういうふうなこともぜひしていただければいいのかなと思います。ぜひおじさんのことはおじさんに聞いてというふうなのがあると思いますので、ぜひともそういうふうなことで耳を傾けていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。

仙台市には、豊齢学園というものがあります。こちらのほう、ちょっとパンフレット持ってきたんですが、こういうふうな形で募集しております。健康づくりだけではなく、知的好奇心を満足させる講座やボランティア活動を取り入れた大人の居場所づくりを行っています。これらの取り組みを本町でも取り入れてみたらいかがでしょうか。本町でも可能だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、2問目の答弁に入る前に、元気塾のおじさんたちの参加ということでありましたけれども、ぜひことしの多分10月ごろに元気塾の文化祭がどんぐりであると思いますから、ぜひご見学をしていただければ。そこでリードをとってやっている方におじさんもいっぱいいましたので、ぜひごらんになっていただければなというふうに思います。

それから、ただいまの質問でありますけれども、講座やボランティアの活動を取り入れた大人の居場所づくりについては、これにつきましても担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 仙台市健康福祉事業団が開設しているせんだい豊齡学園につきましては、仙台市民を対象にした社会参加や地域づくりの学習、生きがいや仲間づくりの生涯学習として、1年とか2年というスパンでやっているようです。同じような講座を開設しているのが、宮城県社会福祉協議会の宮城いきいき学園でございます、県内市町村の高齢者の方が交流し、地域の支え合いのリーダー育成、ともに学ぶ場として募集されております。毎年本町からも何名か参加されておりますが、これにつきましては、各市町村で県社協のこういった活動に宮城いきいき財団というところで明るい長寿社会づくりということで各市町村が出捐金として、出資というんですか、をしてこういった活動が立ち上がったという経緯がございまして、広域的なリーダー育成という場になっております。

また、本町といたしましても、先ほどの地域サロンとか、あと地域における支え合いづくりの協議体なので、リーダー育成というか、グループワーク等やっておりますので、今後とも意識的にそういった内容を含めたような形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 退職なされてすぐ何かやりたいと思っても、そういうふうな場がないというふうなのがちょっと聞いております。いろいろな知識を得ると同時に、認知症を理解することなどを取り入れて啓蒙につなげていってはいかがかなというふうなのが、今回の提案でございます。それも特に男性なんです、健康教室だけ通うとなると、気恥ずかしさというんですかね、そういうふうなのがちょっと前に出るのかなというふうな思いでございます。初めのスタートをしっかりと、トータルでいろいろ学べますよというふうな入口が広がれば、もっとそういうふうな人たちに健康についていろいろ関心を持ってもらえるのではないかなというふうなことでございます。

もう、松島にはありがたいことに、この歴史があり、学芸員という方がたくさんおられます。そして、インターナショナルな国際交流員というふうなのがいるわけです。そういうふうな優秀な人材を活用できないのかなと。せっかくそういうふうな部分でトータルで学べるシステムというふうなのをつくれれば、もう少しそういうふうな部分で関心を持ってもらえるのではないのかなというふうなことでございます。各課が連携をとってやっていただければできるのではないのかなと思うんですが、各課連携をとってそういうふうな総合講座ですか、そういうふうなのを年間通じてやっていけば、関心が高まるのではないのかなと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） それでは、私のほうから、町の教育振興基本計画に基づいて生涯学習のほうでも仙台の豊齢学園のほうでも知的好奇心を高める歴史・文化と同様なものを展開しておりますので、紹介させていただきます。

生涯学習を通じて、推進して地域活動の推進という基本施策を持っております。それに基づいて各種事業を実施しております。特に、伊達な文化、あるいは日本遺産に認定をされておりますので、本町の恵まれた歴史・文化を生かして、発掘遺物に係る講座、あるいは見学会、歴史・文化を楽しみながらのウォーキングマップ、これは健康長寿のほうと一緒にパンフレットづくりも行っております。そのようなさまざまな関係機関と連携した新たな取り組みを推進しております。

特に、公民館では、大変好評を得ております「歴史を学ぼう」、これは初級、中級、上級講座ということで、ほぼ対象の募集人数はもういっぱいになるわけなんですけれども、高齢者に該当する方々が参加者としてはほとんどであります。先ほど男女の比率ということもありましたが、これはほぼ同程度ということで参加者の方がいらっしゃいます。アンケート結果では、ほとんどの方が大変勉強になったと、有意義だったというふうに好評を得ている講座でございます。

今後も町民の方々が楽しく学習することができるよう、関係機関と連携し、情報発信に工夫をしながら事業を展開していきたいというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 以上のように話を聞いたように、そういう部分では男性の方の参加もあるというふうなことでございます。ですから、それと組み合わせればなおさらいいのではないのかなと、こちらのほうですごく好調だというふうなことでありますので、その中に少し健康を考える部分というふうなのは、なかなかそれだけというふうなのだと男性の方は集まりづらいという部分があるので、総合学習というふうな形になれば、その人たちも前半そういうふうな部分のやつが来て、ちょっとだけそういうふうな健康についての知識というふうなものも得られるとなれば、なおさら関心をもらってもらえる機会が出るのではないのかなと。普段そういうふうな部分で行きづらいというふうな部分の人たちにもアピールできるのではないかなと思うんですが、ぜひともそういうふうな部分でうまくいっている事業と事業が合わさって、なおさらいい事業になることが可能なのではないかなと思うんですが、そこら辺の組み合わせというのは今後可能なかどうか、ちょっとお聞きできればと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） 歴史・文化に集まっていただけの高齢者の方々は、非常にその歴史・文化にすごく興味が、その分野に興味があるということで、先日3月3日に石田沢の防災センターでも松島歴史発見講座というもの、レッスン1というものを開催したんですが、これで定員が100名のところに102名いらっしゃいました。すごく歴史が好きな方で、本当に資料を一つ一つ写真撮っていいですかというようなご希望をいただいたり、すごく歴史に興味があるということなので、総合的なものとなると、歴史を勉強したいんだという方のニーズがありますので、そこら辺のバランスを考えながら、あとは健康長寿とまた連携しながら、このウォーキングマップなども新たなものを作成したいと思っておりますので、そこら辺は連携していきたいなというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） そういうふうな点でうまくいっているというのが、このせんだい豊齡学園だと思うんですね。その歴史に興味のある人にも健康に興味を持ってもらう、その入口を広げるための総合学習というふうな部分というのがあると思うんです。それで、その中に例えばスマホの教室を入れてみたりとか、もう少し知的好奇心というふうな部分からくすぐって健康にしてあげていくというふうなことができれば、なおさらニーズというか、この対象が広がっていくのではないかなと思うので、ぜひともそういうふうなことも考えていただければなと思っております。入口が1つだけではないよと、健康に向かう入口が1つだけではないよというふうなことであれば、もう少しいいのかなということでございます。

そういうふうなのが実現できれば、その場でボランティアの話をするとか、松島の抱えている問題を少し話し合う場なんかを設けていただいて、その中から新たなる地域のリーダーというふうな方が発掘されるのかなと思っております。ただ一方通行な講座というふうなのではなく、トータル的でいろいろなことを話し合える場というものに発展していけば、松島のためになるのではないかなと思います。

町内にはいろいろな団体がありますが、各種高齢化という問題が今深刻でございます。シルバーリーダーの育成は大変大切なことだと思いますが、このシルバーリーダーの育成についてどのように考えていらっしゃるか、お願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） シルバーリーダーの育成というのは、大変大事なお話だと思っております。元気塾をやっていく中で、やはりある程度女性の方しか集まらない。やはりお

茶飲みとか、健康のお話、食事の話というと、女性が好きなんですね。けれども、男性の方の場所もつくりたい。そういったときに、やはり地域の中でもともと分館長さんたちとか、いろいろな役員さんが声かけると、本当に人が集まるんですね。そういった方の継続した活動をしていただくために、社会福祉協議会と一緒に協議体ということでいろいろな地域の宝物探しとか、地域の支援をどういうふうにしていくかというグループワークや講演会を交えた取り組みを年に何回かしております、その中でかなり男性の方が参加してきております。老人クラブの会長さんたちも来てくれていまして、老人クラブの中でもやはり高齢者の地域リーダーという老人クラブは外せないと思いまして、老人クラブでも新たに自分たちでサロンづくりを始めてくれておりますので、そういった講演会や話し合いの場、勉強会の場とか、あとリーダー同士の交流、意見交換、情報交換というのを町から情報発信するだけじゃなくて、相互に集まってそのいいところを学び合うようなのを意識的にしていきたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） 私どもの生涯学習でも同じような動きがございますので、紹介させていただきます。

自主学習グループということで、中央公民館等の文化観光交流館にはサークルが22ございます。コーラスあるいは絵画、手編み、あるいは社交ダンス等ですね。そして、勤労青少年ホームにも18団体、29年の4月現在ですけれども、民謡の練習あるいは太極拳、ギターだとかあります。その中に読み聞かせのグループがあります。これは以前、生涯学習のほうでそういう講座を開いておった受講者の方々が立ち上げて自主グループをつくりました。現在私どもが取り組んでいる松島の歴史を学ぼうの初級、中級、そして上級を経た方々、この方々が将来的にそういう歴史のサークルをつくり、そういうリーダーになるということも期待しながら講座を開いているところでございます。現在、そのサークル数多くあるんですが、歴史についてのサークルはない状態ですので、そこら辺を今期待しているところでございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 教育と健康長寿でお話いただきましたけれども、そのリンクができればもっといいのかなと。ちょっとこちらはこっち、こちらはこっちみたいな形になっていると思えますので、そこら辺がうまく合わされば、なかなか相互作用というか、化学反応を起こしてちょっともっとすごくいいものができるのではないのかなと私は思っておりますので、ぜひともちょっとそういうふうな働きかけもしていただければいいなと思えますので、どう

ぞよろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、松島町には多方面にわたる大変優秀な人材が多くいます。それにもかかわらず、なかなかそういう人たちが活躍する場というのがないのかなど。今まで仙台でサラリーマンをしていて、退職なさってから親しい人が松島がないので引きこもってしまうというふうなことを聞いております。居場所があること、社会との接点があること、やることがあること、これが何より、この3つがあることが何より大切なことだと私は思っております。ぜひこういった大人の居場所づくりを考えていただければいいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 大人の居場所ということでの結びになるかと思えますけれども、この間テレビである町の取材をやっておられました。そこで、その町は元気な高齢者の方々がふえてきていると。何のことはない、10人ぐらい集まった中で、若い女の方が、職員の方ですけども、リズムダンスとか、それから足し算引き算、そういったことをやっている風景をテレビで流していたんですけども、あれを見ていて、松島町は逆に、松島とすれば、逆にいろいろな議会の方々が松島に来て取材をされるぐらいの町になっているのではないかなどというように思っております。居場所がないとか何かというのは、出不精という1つのことがありますけれども、例えばこの間もボランティアガイドの方々に、無償のボランティアガイドの方々に、もっともっと私たちが働く場がほしいという話を聞いておりますし、そういった方々はあることはいっぱいいるんですね。ただ、どこに何があるかがよくわからないかもしれませぬので、その辺の周知を今後よく図っていきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） ぜひともよろしく願いいたします。それでよりよい松島にしていいただければなおさらいいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問でございます。

松島のキャラクターグッズの販売はできないかというふうなことでございます。

どんぐり松ちゃんなど愛されるキャラクターや、五大堂と島をモチーフにしたデザイン、それからどんぐりをモチーフにした物など、すてきなデザインが松島にはございます。いろいろグッズ化されてキャンペーンなどでいろいろな方に配られるということでございますが、それはほとんどが非売品であり、一般の人がいつでも手にできる物ではありません。もしこ

のグッズが手軽に手に入ることが可能であれば、海外や地方の友だちにプレゼントしたり、松島を愛する気持ちからこれらも普段から使いたいと思っている方もいると思います。これら愛すべきキャラクターをもっと活用できないかと考えていますが、どうでしょうか。

まず、どんぐり松ちゃんや五大堂と島をモチーフにデザインなどの著作権はどのように管理なさっているのでしょうか。また、商標権、意匠権の登録はなさっているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島のキャラクター等での質問でありますけれども、どんぐり松ちゃん、それからキャラクターの五大堂をモチーフにしたやつですね。そういったデザイン等については、思い入れが大変強い課長さんがおられますので、そちらの課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 思い入れでは、多分ほかの方よりは少しは持っていると思っております。ちなみに、どんぐり松ちゃんのキャラクターデザインに関する管理でございますが、これはまず町で行っております。使用したいという問い合わせや相談をいただいた際は、目的、内容を確認し、特に公序良俗に反しない限りは申請いただき許可をするという形をとらせていただいております。また、五大堂をモチーフにしたデザインも町管理となっております。商標権と意匠権の登録につきましては、以前登録に係る費用を調査したことがありますが、キャラクターの使用頻度を勘案した結果、そこまでの必要性はないと判断した経緯がございます。現在も商標権、意匠権の登録については行っていないというところでございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） よく報道で、中国がいろいろ著作権を無視した行為であるとか、それどころか本家を差し置いて商標登録をして、本家に反対に賠償請求を起こすというふうな事案が起こっております。これらの点からも、ぜひ商標登録というふうなのは必要なのではないのかなと思っております。ですので、そこら辺は少し考えていただいたほうがいいのかなと。反対に訴えられるというふうな事案が確かにあるので、活用するならばそういうふうなのは少し考えたほうがいいと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今回のご質問をいただいてから、近隣の状況はどうなっているかということで、宮城県、また、2市3町内ですね。それぞれキャラクターを有しております。

すので、状況をちょっと確認させていただいております。ちなみに、まず宮城県、むすび丸、かなり大々的にいろいろな場面で露出度が高くなっております。宮城県につきましては、登録商標やっております。2市3町の状況ですけれども、多賀城市のたがもんというキャラクターがございます。こちらのほうが、1項目のみ商標登録をしているということは確認されましたが、ほかの塩竈、利府、七ヶ浜については行っていないということでもございました。

ちなみに、商標登録する上で、費用が結構かかります。ちなみにむすび丸、登録に係る費用調べさせていただきましたけれども、平成19年度にまず登録、いろいろな登録の方法があるんですけれども、まず顔、ロゴの登録、その後にスポーツ、祭り、甲冑登録というデザインに関する登録ですね。あと、ロゴの登録等々、その項目に応じて登録料が必要になってくると。ちなみに、むすび丸に関しては現在87万4,800円という費用がかかっております。これ、1回限りではございません。10年ごとに同様の費用がかかるという内容になっています。ちなみに多賀城市のほうは、紙製品及び事務用品に使う際の商標登録ということで、1項目のみの登録になっていますが、これにつきましては3,400円が初回登録料として必要になりました、今度今言った区分の部分ですね。これが8,600円かかります。この区分がふえてくれば、その8,600円にその必要部分がかけ算になっていくというような計算になっておりまして、これも10年ごとの更新という形になっているようです。

ですから、まず費用が伴うということで、実際運用部分を勘案したときに、果たしてその登録料まで払って保護する必要があるのかどうかという部分について、先ほど以前に検討させていただいたことがあるということでも話しさせていただきましたけれども、現時点ではそこまでは必要ないのではないかということの判断をさせていただいているという状況でございます。

また、仮に悪意を持った方が無断で使われたということになった場合、これも県内の状況を確認したところ、まだそういったトラブルは宮城県内ではないということは確認されておりますが、万が一そういったことがあった場合については、民事上の請求ということが法的にある程度対抗措置があるということで、その辺でそういうことが事案が起きたときですね。そういった対応はとらなければならないのかなとは思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 多賀城市さんくらいの最低のものはあってもいいのかなと。そういうふうなものがあれば、何かしらそういうふうなものがあるという足跡が残りますので、損害賠償等があった場合でもそういうふうなのが認められると思いますので、その宮城県ほどの80

何万かける必要はないですけれども、1万円ちょっとそういうふうな部分でかかる分では、最低限のことはやってその足跡を残しておくのが大切なのかなと思うので、そこら辺は検討していただければと思います。

ちなみに、この五大堂をモチーフにしたデザインというのは、デザイン料とかお支払いをして、町に権利が持っているというふうなことでよろしいのでしょうか。そういうところはどのようなふうな形になっているんですか。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 五大堂をモチーフにしたキャラクターデザイン、これは仕事のちょっといろいろな過去の進み方によって、たまたまどんぐり松ちゃんにつきましてはみやぎ国体のときの松島のオリジナルのマスコットキャラクターということで、実は私がつくらせていただいたんですけれども、その流れがありまして、企画調整課のほうで今その辺の管理をさせていただいているという経緯がございます。

五大堂をモチーフにしたデザインにつきましては、産業観光課の仕事の流れの中でちょっと新しいデザインがほしいという流れの中で、町内のデザイナーの方にご協力いただいて、一応そのデザイン料については謝礼という形で当時お支払いしているので、著作権等については町のほうに帰属しているという状況ですので、その活用の仕方については今観光面でいろいろなグッズ、これはグッズといっても販売のグッズではありませんけれども、PRグッズの中で活用させていただいているということで、この管理につきましては産業観光課のほうで今やらせていただいているという状況でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） その契約については文面等で契約されているのでしょうか。それとも、口頭だけの契約というふうな形になっているのでしょうか。どういうふうな形になっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちらの五大堂をモチーフにしたデザインにつきましては、契約というのはまず口頭の契約のみではありまして、それを2次利用者が何かに活用するというような契約は結んでおりません。実際には先ほど企画調整課長が申し上げましたとおり、職員が最初にクールビズの際に使うポロシャツのデザインにしていこうと、こういったことから始まりまして、今現在は観光課以外にも町が行うイベントで統一のポロシャツと、ウェアとして取り扱っているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） そこから始まって、いろいろな部分で今使われていますよね。このホルダーケースですとか、あとノートですとか、ほかには何でしょう、いろいろな部分の、これは敬老会で水筒ですかね。そういうふうなものもありました。やはり用途がふえればふえるほど、そういうふうな価値というのは上がっていくのだと思います。1回こっきりで使うものというふうなわけではなくて、永続的にすごくすぐれたデザインだと思っていますので、やはりそこら辺もこれから使わせてもらう限りにおいては、ちゃんとそのデザイナーの人ときちんとお話し合いを持って、こういうふうなことで使います、これ以上のことは使いませんというふうな部分がないと、その人の利益に対してでも何かあった場合、トラブルなり、ほかのところでも利益が上がるというふうなこともあると思いますので、そういったときにちょっとトラブルを起こしかねないと思いますので、ぜひともそこら辺はきちんとやっていただければと思います。今後の課題だと思いますので、ぜひとも取り扱いよろしく願いいたします。

それから、どんぐり松ちゃんなんですけれども、こちらのほうは今小松課長がデザインされたということがございます。これ、本当に私、いいキャラクターだなあと、ほかに全国にいるいろいろなゆるキャラありますけれども、すごく個性的なキャラクターであって、もしかしたらこれはヒットするのかなというふうな部分もあります。ほかのところ、いろいろあります。例えば気仙沼にホヤぼーやというのがあります。あれは今もう全国的なキャラクターとなって、すごいグッズが販売されております。そういうふうになったとき、退職なされて小松課長がその収益を少し欲しいなというふうなことがないとは思いますが、あった場合、ちょっと町としても考えなくてはならないのではないのかなと思っております。これから職員の方がそういうふうなデザインをされたとか何かというふうな部分で、そういう莫大なお金が利益が上がることもあるかもしれないわけです。そういうふうな取り扱いということをぜひとも整理していただいて、そういうふうなことがあった場合はどうするかというふうな整理をしたほうがいいのではないのかなと思うんですが、小松課長多分答えづらいと思いますので、ほかの方答えていただければいいかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 私としては、小松課長が担当したにしても、業務の中でやっているというふうには理解しております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） で、その部分のそれが莫大な利益がもし上がった場合、そのことの対処としてはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町の職の業務の中でやっている中での作業というふうに捉えますので、そういったことにはならないというふうに感じております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） これ、あれですね。LEDの問題ってあったじゃないですか。青色の発光ダイオードをしたというふうなことで、あの部分では随分裁判になったというのが有名な話であります。悪意があるかないかは別として、そういうふうな部分でなったということがあるならば、ちゃんとそういうふうな整理というのがなされてしかるべきなのかなと私は思っております。その取り扱いについて、業務だからというふうな切り捨てるわけじゃなく、そういうふうな部分で収益が上がった場合は何か考えますよというののもあってもいいのかなというふうな部分は私は思っております。それがまた一つの励みになるのではないのかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。すぱっと切り捨てるものなのか、それとも少し含みを持たせるものなのだろうか、そこら辺考えていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今後著作権を主張するかどうかという部分に関しては、ちょっと議会答弁でいいのかどうかはわからないんですけども、先ほど町長申しましたとおり、どんぐり松ちゃんに関しては、あくまでも業務の中でちゃんときちんと目的を指示された中で私がたまたま担当だったということですので、これについては今後末永く町民の共有の財産という形で町が管理を継続していただいて、よりよい愛されるキャラクターとしてこれからも育てていただければという形で個人的には思っておりますし、あとどんぐり松ちゃんもそうですね、きちんとした形で町の財産ということで、それはもうそう考えていただいて結構だと思います。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 制作された小松課長もあと2週間で卒業することもありますので、内々にはきちっと整理をしておきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問なんですけれども、どんぐり松ちゃん等のデザインを町民の方、また、町民以外の方が使われたとき、使いたいというふうなときはどうすればよろしいでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、ただいまのご質問、デザイン等町民の方が使用した場合の申請等についてでございますが、先ほども申し上げましたが、使用につきましては公序良俗に反しない限りは特に制限を設けておりません。これまでも商工会等で発行していただいたプレミアム商品券、また、どんぐり松ちゃんが記載されるいろいろな印刷物等でご使用いただいているところでございます。デザインの使用をご検討いただく際には、使用目的や内容について確認の上、使用申請書、これは任意でございます。申請書をご提出していただくこととなります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） これ、商業目的でキャラクターを使いたいというふうになった場合も、勝手に使っていいという、そういうふうな申請を出せばいいというふうな形になるのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） これもどういった商品で活用されるかというのは、内部では検討させていただきますが、特に先ほど申しましたとおり制限は設けないということですので、愛されるキャラクターグッズとしても販売促進につながるということであれば、それはそれで活用していただいて結構だというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 先ほども言いましたけれども、ホヤぼーや、気仙沼のキャラクターですね。この場合ですと、ちゃんと規約というふうなのが整理されていて、そちらのほうに当てはまれば、市内の住んでいる方にとっては無料で活用できるというふうなことが定めてあるようです。そのおかげで仙台などでは随分グッズ販売というふうなのが目にすることがあります。ドラマなんかにも登場して、もう全国的な部分ですごくマニアがいるというふうなことになっておりまして、すごく価値が今上がってきているというふうなことでございます。

そういうふうな部分で、ぜひとも相互作用でそういう露出がふえれば、なおさらそういうキャラクターの価値というふうなものが上がっていくのかなと思っております。そういうふうなキャラクターの価値を引き上げてPRをしていくというふうな部分、PRをするというふうな部分でも、いろいろなキャラクター活用というのがあると思うんですが、今後のこのど

んぐり松ちゃん、そのほかそういうふうな部分でいろいろな部分で多方面でもっと活躍していけばよろしいと思うんですが、何かそういうふうな企画等があればお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 3番目の質問ともあわせてということになるかなと思われま

す。こちらのほうですが、町がさまざまなキャラクターグッズを製作販売することにおきましては、その販売方法や売り上げ管理、在庫管理などを検討していく必要がございます。事業としては、その費用対効果の観点から現実的ではないのかなと今現在考えております。商標管理やデザインの使用許諾等の整理ができているという前提になりますが、地元事業者等がキャラクター商品の開発をして販売をすることで、地域経済の活性化につながるよう協力することにつきましては、前向きに検討していきたいと考えております。

ただし、現在、ゆるキャラブームの波に乗りまして、全国でキャラクター合戦が繰り広げられている現状もございます。二番煎じ、三番煎じと現在なっており、地域経済の活性化やブランディングにつなげられているのかの見きわめが必要であるとも考えております。キャラクターによるPR等が松島にとって必ず必要なかどうか、それも含めまして、また、どんぐり松ちゃんが今まで大切に活躍してきた現状を踏まえて、戦略的な活用施策のあり方を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） どんぐり松ちゃんの活用なんですけれども、職員がはっぴでチラシをまくよりも、どんぐり松ちゃんが1人いれば、1匹いれば、またその効果というふうなのは、人寄せ効果というのが全然違っていきわけなんです。それから、先日成田空港・松島間の高速バスの延伸イベントがありました。そのときに全国的に有名なチーバくんやゆるキャラグランプリ1位のうなりくん、そして宮城県のキャラクターむすび丸が来てPRしていたわけです。その中でどんぐり松ちゃんも来てもらえればちょっとよかったかなというふうな部分もございますし、私どもがちょっとかかわりました国際交流のイベントなんかにもどんぐり松ちゃん来ていただきましたとき、そのときすごく子供たちに人気があって、人寄せ効果というふうなのがすごくあったのかなと思うんです。そういう部分でも活用していただければ、スターというわけではないのかもしれませんが、そういうふうな部分で職員が10人はっぴでまくよりも、どんぐり松ちゃん1人いると、また人の寄せが全然変わっていくのかなと思います。そのことも含めてもっと活用というふうなのを考えていただければと思

います。

例えば、以前ロジャーさん、前の国際交流の委員の方なんですけれども、ちょっと話をしている中で、フェイスブックの中でどんぐり松ちゃんを各観光地のところに出現させて、それと一緒に写真を撮ってPRしたいんだというふうな、ちょっとそういうふうな話もしてありました。そういうふうな部分でも活用されれば、もう少し変わってくるのかなと思います。そういうふうな部分でも愛されるキャラクターでもありますので、多くの活用というふうなのが考えられると思いますので、ぜひともそちらのほうを考えていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今、議員よりお話あった件、国際交流の関係でも、確かにたくさん外国人の方や、また、子供たちがどんぐり松ちゃんに群がっているのを自分も覚えております。そのイベント、イベントにおいて、どんぐり松ちゃんが行く必要性があるか、そういった職員の配置も考えながら、活躍の場を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） よろしくお願ひいたします。

それから、ちょっと町のロゴというふうなわけではないんですけれども、世界で最も美しい湾クラブのロゴについてです。こちらのほうは松島の町としては自由に使えるというふうなことになっているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 世界で最も美しい湾クラブに加入している自治体であれば、そのデザインを変えない、色も変えないということを前提で、そのロゴの活用が認められております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 先日、今度加盟を考えている佐世保市の議員さんがこちらのほうに来た際に、世界で最も美しい湾クラブの加盟湾がそれぞれの特色を生かした味の世界で最も美しい湾クラブまんじゅうをつくってはどうかというふうな提案がなされました。つくれるかどうかはまた別として、こういうふうな販売という部分というのは、これは可能なんじゃないかな。どうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 販売というよりも、やはり世界で最も美しい湾クラブに加入しているということを知っていただく啓発の場で使われていくものかなというふうに認識しておりますので、当町のほうでも同じ富山湾、宮津湾等で加入していながらも、持っていないものとしてこちらでつけるピンバッジ等も啓発のためにつけております。そういったものに使われていくもので、どちらかという商品として売って販売して拡大していくというようには今のところ捉えていない状況でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） ほかの町でそういうふうなことは冗談かどうかは別として、考えているというふうなことでございますので、松島ももしそういうふうなことがあれば、それに乗るかどうかが少し検討なさって、そういうふうな部分で最大限活用していただければ、このロゴについてもいいと思いますので、ぜひとも検討のほうをお願いいたします。

それから、最後の質問となります。

町として、これらのキャラクターデザインのグッズの販売はこれからできるかどうかというふうなことで考えていますが、グッズ販売は可能なのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 先ほどちょっと活用と合わせて話した部分と重複してしまったら大変申しわけないんですけども、実際その商標管理ですね。デザインの使用許諾等整理ができていますと、その前提で話せば、地元の事業者様のほうでキャラクターの商品の開発をして販売することで地域の活性化、還元されるということを考えれば、可能性はあるというふうに考えておりますので、前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 町独自ではどうなのでしょうかね。キャラクターデザインのグッズを新たに大量につくって販売しろというわけではないんですけども、時々町のPRのためにつくっているグッズがありますね。それを余った分だけでもいいので、それは販売はできないのでしょうか。どうなのでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 販売は可能とは考えておりますが、今、事業として捉えておりますのは、松島に来て松島を知ってもらう。町外の方に松島を知ってもらおうという立場でいくと、町はちょっとそれで利益を上げるというところは現状考えていないところでございま

す。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 私はこのデザインなんかすごくすてきなデザインなのかなと思うんです。その五大堂があって島があつてと、あのデザインのついている物というのは意外と自慢できるかなと。各地で私持っていきたいなというふうな部分でございます。議員などでやっていると、時々サンプルでそういうふうな物をもらうんですね。そのときちょっと使っているのを何か町民の方から見ると、ちょっと後ろめたさというふうなのがあります。売っていないのに何で議員だけ特別というふうな部分があります。それから、できれば松島を愛する者となれば、それを海外の人にプレゼントしたいなというふうな部分もでございます。適正な値段で販売していただければ、本当にお土産に最適なのかなと、私買いたいなとつくづく思っているんですが、ぜひともその活用をしていただければなと思っております。販売場にしても、松島の役場で売ることも可能ですし、それから観瀾亭やカフェベイランドなどでも販売できるのかなと。観光客もそれ買ってくれるのかなと。その損しない分ですね、そんなに大量につくるといふわけじゃなくて、少し余った分だけでもいいので、そういうふうな活用があつて町民の人も気軽に買えてというふうなシステムがあれば、私たちも少し使っていて、買ったんだよ、買って使っているんだよというふうなこともできますので、ぜひともそういうふうな部分というのを検討していただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 実際の五大堂をモチーフにしたデザインのポロシャツにつきましては、かかった費用相当分をお支払いして個人、個人が購入するという例もございますので、前段でお話ししました地元の事業者様が地域還元のために販売していく場合、町が同じように利益率を余り考えないで、原価よりは少し上乘せになります。そういったことができるかも含めまして、取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） よろしくお願ひいたします。

キャラクターやロゴは、松島町としても大変な資源でございます。ぜひともその松島のために、このキャラクターやロゴを最大限に活用していただければありがたいと思います。ぜひともそれを願って、この質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

ここで1時間過ぎておりますので、休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

8番今野 章議員、ご登壇の上質問願います。

〔8番 今野 章君 登壇〕

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

通告は2点でございますので、順番に質問させていただきたいと思います。

今回の私の質問は、できるのか、できないのかですね。実施する考えがあるのかないのかと、非常に単純明快だと思っておりますので、答弁のほうも明快にお答えをお願いしたいというふうに思います。

町内におきましては、震災以降、松島区、高城区、磯崎区、手樽区を中心といたしまして、沿岸部中心に避難道路の整備がずっと続いてきております。そうした中で、なかなか手がかからないなところだと思っておりましたのが、国道45号線の愛宕交差点、一体ここはいつまでこの状態にいるんだろうかなと、そんな思いで見えてきたわけでありまして。

私のこの質問のほかに後で、あすになるんでしょうかね。道路関係で質問をされるということもありますので、私はここのところ限定でお聞きをしたいと思いますが、あそこの愛宕の交差点ですね。非常に写真もつけさせていただきましたけれども、震災以降、山の崩れかかった状態があるということもあってかどうか、歩道のところにトンパックを置いて、そのトンパックによってさらに歩道が狭くなると、こういう状況になっているということでありまして、そのトンパックに草だとか木だとかも生えてきていると、こういう状況になっております。去年でしたか、おとしでしたか、忘れましてけれども、その草木を刈ろうということで善意でその作業をされていた方が事故に遭うといえますか、けがをされた。こういう状況もありまして、何とかそのトンパックの除去も含めて道路の拡幅、歩道の拡幅、これができないのだろうかというふうに思っているわけなんです。

車の渋滞との関係でも、是が非でもこの45号線の愛宕交差点の改良工事、それから歩道拡幅

の工事、これをぜひやっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺について現在の国等の考え方についてどのように把握をされているのかということについてお聞きをしておきたいということでございます。

それから、そのお話ししました歩道脇のトンパックですね。これ、非常に状態が悪くなっておりますので、この問題についてどんなふうな対応なのか。また、山の崩れということで、急傾斜地の崩壊対策、こういった事業が行われるのか、行われぬのかですね。その辺のことも含めて交差点改良工事についてお聞きをしたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 国道45号の愛宕交差点の石巻側の歩道の未整備箇所についての件かと思っておりますけれども、あそこの歩道の拡幅につきましては、用地買収が難航していることから、拡幅工事が進んでいないものであります。現在、国と町で協力して用地買収協議を行ってまいりましたが、買収には至っておりませんのが現状であります。今後も引き続き地権者協議を行い、歩道拡幅整備の完了に努力していきたいと考えております。

また、トンパックの件もありましたけれども、未整備区間について歩行者に危険がないように適切な維持管理を国土交通省にお願いをしております。

この、拡幅工事、安全対策の詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 国道45号愛宕交差点付近につきましては、平成5年から用地買収を行い、交差点改良が行われ、現在の形となっております。ご質問箇所の交差点石巻側につきましては、用地買収が難航しており、拡幅工事ができずに歩道が狭い状況となっております。用地買収が難航している原因といたしましては、買収地に相続が発生しておりまして、相続関係がまとまらないものとなっております。国土交通省では、愛宕交差点付近の歩道整備は重要視している箇所でありますので、用地買収ができれば工事もすぐに実施してくれるものと考えております。町といたしましては、国土交通省と協力し合いながら、地権者に継続的に用地買収協議を行っていききたいと考えております。

次に、トンパックの撤去と急傾斜地の崩壊対策であります。

歩道上にあるトンパックにつきましては、東日本大震災でのり面からの落石の恐れがあるということで、国土交通省で歩道内に設置したものであります。設置箇所につきましては、2.5メートルの歩道幅がありましたが、トンパックを置いたことにより歩道幅が狭くなり、さ

らにトンパックに草木が生えて歩道環境が悪いということもありまして、国土交通省にトンパックの撤去をお願いしておりました。しかし、落石の恐れから撤去についてはできないとあり、トンパックの交換もしくは除草等の適切な管理をお願いしております。

この箇所は、急傾斜地崩壊対策箇所となっておりますけれども、周辺は対策工事を実施しておりますが、この部分だけ対策工事がされておられません。今後も民家がないので、現在のところはのり枠などの対策工事は実施しないと、こちらは宮城県の事業となりますけれども、宮城県のほうから話を受けております。今後につきましては、のり面の状態を確認しながら、トンパックの撤去または交換、もしくは別の方法で対策について国土交通省及び宮城県と協議を行い、環境改善を図ってまいりたいと考えております。

また、歩道未整備区間の歩道が狭い箇所につきましても、地権者の同意を得ながら、草木が支障とならないように国土交通省に適切な維持管理をお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 平成5年に用地買収始まって、もう平成30年ですからね、25年もたっていて、なおかつ解決が見られないと、こういう状況だということなわけではありますが、その用地買収については相続関係の問題があるんだということなんですが、実際に住んでおられた方がもう既にあの場所には住んでいらっしやなくて、相続関係だけだということだと思うので、これはあれなんですか。地権者そのものは売却すること自体については同意をされているんですか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 地権者につきましては、登記簿上に載っている地権者なんですけれども、昭和46年にもう死亡しているという形になっておりまして、その平成5年当時ですね、5年、8年ごろも交渉しておりますけれども、その当時、その地権者の妻と子供9人がおりました。合わせて10人の相続が発生しております。在住していた方はその当時奥さんと、あと四男の方ですかね、在住していたと思うんですけれども、土地の買収をして、あと建物も移転をするという形で出ていかなきゃならないんですけれども、実際のところはその住んでいる方が全部いただいて壊して出ていければよかったです、ほかの兄弟の方、ほかに住んでいるんですけれども、そちらの方も自分の持ち分が欲しいということで、遺産分割協議がその当時調わなかったという形になっております。それから奥さん、妻の方も亡くなっておりますので、交渉途中で9人の方と相続が出ていたという形になりました。それで、交渉

がまたうまくいかなくて終わったという経緯がありますけれども、現在のところはまた国交省のほうに交渉を進めてほしいということで、ことし1月にまた行っておりまして、最終的な地権者の確認を今してもらっているところであります。

また、今の情報では、相続関係図をつくってはいるんですけども、その中でもまた死亡している方が出てきているということでしたので、最終的に今月中ぐらいで関係図をまとめまして、新年度になりましたら行政書士さんに頼んで確定させたいということで国交省から聞いておりまして、それから用地の交渉をまた再開したいということでありましたので、そのように進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） どんどん関係者が亡くなっていくと、裾野がまた広がっていくという、そういうことで時間がかかるということなんだろうとは思いますが、具体的にやはりいつごろまでというその時期のめどということはないんですか。できるだけ早くということではあると思うんですが、国交省側としていつごろまでにはまとめたい、あるいは整備を実施していきたいというその辺の時期についての考え方は持っているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 国交省としては早くやりたいという思いはあると思います。ですが、相続者の確認が必要というのと、あとそのまとまらなかった経緯というのもありますので、その辺はなかなかすぐには進まないのかなというイメージでは持っているとは思いますが、できるだけ早く買収できるように町のほうからもお願いしてまいりたいと思います。

最初、関係図ができましたら、その在住していた方もなんですけれども、もう皆さんに1回こういった状況なんですということを国交省のほうでお話しして説明してまいりたいと言っておりますので、最初は在住していた方に1人が集めて登記をしようと思っていた、契約をして登記をしようと思ったんですが、もう個々に、個々と契約をして進めるということでしたので、進みは早くなるのかなということで考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。それぞれ努力はされているんだろうとは思いますが、ぜひ早目の解決をしていただきたいなというふうに思います。

それで、もう1つ、そのトンパックの関係ですね。これについては、新しい物に交換するか、あるいは草木を刈り払いするということを国交省のほうでおやりになると、こういうことなんですけど、いずれにしてもあそこにトンパックあること自体が歩道そのものをやはり狭

めているという状況になりますし、草木が生えるのは本当に1年、2年でもう生えてくるといふ状況に多分なるといふ思ふんですね。ですから、本格的にその歩道幅をやはり確保してもらいといふ考え方に立って対応してもらいといふことが大事なのではないかなといふふうに思ふんですが、どうも今のお話を聞いていると、また置くと。こういうことになってしまうのでは、余り意味がないのではないかなといふふうに思ふんです。何か国交省の側でトンパックを置くといふ以外の対策があるのかどうか、その辺についての考えをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、歩道幅につきましては2.5メートル今現在確保してあって、山側に仮設のガードレールが置いてある状態の前にトンパックを置いている状態となっております。また、のり面とそのガードレールの間には、少しスペース的なものもあるみたいでした。地権者さんとも話をしなきゃならないと思ふんですけれども、国交省では自分のところ以外に置くといふ行為がどうなのかわかりませんが、そのスペースを利用するとか、あとトンパック当初2段ぐらい積んでおりましたけれども、トンパックの積み方とか、その辺工夫しながら、できる限りスペースを広げていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） トンパックが置いてある先がまた歩道そのものが狭くなっているんで、トンパックを除去したからみんなうまく通行できるようになるかといふと、そうではないわけなので、基本的には国道の拡幅、歩道の拡幅を早急にやってもらいといふことが大事だと思います。

それから、急傾斜の関係なんですけど、これも県の事業だといふことなんですけど、なかなかその対象となる家屋が急傾斜地の下にないと事業費の捻出がなかなか難しいと、こういうことなんだろうと思ふんです。先ほどの答弁といふのはね。ただ、実際問題、国交省のほうは、崩れそうで危ないからトンパックを置くと。県のほうへ行けば、そういう急傾斜地崩壊対策事業に該当する地域ではないといふことなのかどうかですね。そういうことで現状では実施の見通しがないと、こういうことになるわけで、国交省の考え方と県の考え方がある意味矛盾しているわけですね。今のお話を聞くとね。やはり危険な場所であれば、やはり崩壊対策を講じていくといふことが大事だと思います。

今、国道346号ですか、こちらのほうも根廻のあたりで傾斜のり面のところを改めて工事していますよね。保護工事といひますかね、崩壊防止のための工事だと思ふんですが、ああい

ったようなことが必要な箇所だと思うんですよね。そういう対策は講じられないのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 急傾斜地の箇所につきましては、あその箇所260メートルですね、全体で60メートルが崩壊危険箇所となっております、工事を実施しているみたいですね。今対策がなされていない箇所なんですけれども、あそこは大体15メートルぐらいあるのかなと思っております。その部分だけしか残っていない状況となっております、その当時のことをちょっと私も確認とれてなかったんですけれども、民家がなかったということもあって、まだ山の状態も少しよかったのかなというイメージがあります。やはり地震ありまして、対策している箇所は余り影響なかったんですけれども、していない箇所に少し落石等々が出てきたのかなと思っております。そういった状況にもなっておりますので、できれば切り土とか、あその部分は下のところにだけ擁壁がある状態、2メートルから3メートルぐらいの擁壁があるという状態になっておりまして、その擁壁工法できないのか、再度土木事務所と確認をとりながら、あと国交省さんとも何らかのほかの対策をとれないのか、確認はさせていただきたいと思っております。現時点ではちょっと難しい。

あそこはもともと民家ありましたので、対策工事やった当初は危険度が1なんです。1で優先順位ってすごい高いところだったと思うんですけれども、ほかにもいっぱいそういう優先順位高いところってありますので、こうなると事業を実施できるのはもっと後のほうになるのかなと思っております。ですので、国交省さんなんかも含めながら、もっと道路上での対策とか、トンパックでなくて何か違う物を置いて対策できないのかということ、できる限り道路幅を、歩道幅を確保できるような形で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 歩道幅を確保するというのももちろん大事なんです、国交省側の考えとしては、危険だからトンパックを置いて、崩れた際の落石をそこで食い止めようという考え方なわけでしょう。だから、その急傾斜地ということでの危険性の認識は国交省が持っているわけですよね。ところが、県のほうは、対象となる家屋が存在しないがために、その手当てをしなくてもいいという認識でとどまっているわけですよ。これはやはり大きい問題だと思うんです。やはり国交省のほうは危険性を認識しているのに、県のほうは危険性を認識していないというそういうこと、認識はしているんだろうけれども、そこまでの必要

性はないと。こういう形になっているわけなので、やはりそこは国道筋にもすごく近いところにそういう急傾斜地が迫っているわけですし、万が一何かあった場合というのは当然想定されるわけですね。東日本大震災のときは当然あそこ崩れていますよね。我々見ても崩れた箇所があるわけです、あの山は。なおかつ、先ほど言った根廻とかののり面工事、今していますけれどもね。必要だからやはりやっているんですよね。危険性の認識があるから。だとすれば、やはりこの愛宕交差点についても同様の考え方が必要なのではないかと。傾斜地の下に家屋があるとかないとかではなくて、やはり傾斜が崩壊をして道路等に影響を及ぼす可能性も含めて対策を講じていくということが大事だと思うんですね。それがやはり通行する人等の安全の確保にもつながっていくわけですし、そういう立場で県あるいは国のほうにも意見ぜひ申し上げてほしいなと思うんですが、もう1回その辺についてお知らせください。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今のご質問、担当課長のほうから県、それから国の立場でおのおの基本的な考え方の説明があったんですけども、今現地を見ると、県からすれば宅地存は1つのルールでしょう。ところが、国道歩道、歩道は人が通る。では、建物等どうなんだと。何ら変わりはないんじゃないかというところがあります。あその場所については、おのおの立場はあるんですけども、町もあるんですけども、やはり一堂に会してその辺の問題と、こののをちゃんと意識を持って個別にちょっと交渉するのではなく、県とか国とか町も入って一緒にその課題というか、何が問題でどう対応しなくちゃいけないかというところを共有して、課題を共有する場を設けながらちょっとその辺は対策を練っていくような検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうですね。車道も歩道も含めて、交差点の改良といいますか、拡幅改良の工事をぜひやっていただくということと一緒に、やはり急傾斜地も含めて、あの辺の一体の改良を進めるということが私大事だと思いますので、ぜひ今ご答弁いただいたような形で国、県、町一緒になって問題の解決を図っていただくようお願いをして、この問題は終わりにしたいと思います。

それから、次ですね。

紙おむつなど給付の考えはと、こういうことで質問させていただいております。

いろいろ町内歩いていますと、何か松島の介護関係、あるいは高齢者の福祉で、「いや、紙

おむつ、他市町と比べると松島、回数少ないんですよね」とこんな話を聞かされまして、私調べてみたんです。そうしたら、質問要旨にも書きましたけれども、塩竈も多賀城も七ヶ浜も利府も毎月ちゃんとおむつを大体支給する、あるいはおむつ券というのをつくって、それを店に行けば交換してもらえるとというような事業をやっているんですね。松島はどうかかなと思ってあちこち見たら、社会福祉協議会だよ。年2回、おむつを支給していますよということで、社会福祉協議会の社協だより、29年の9月1日号を見ると、老人福祉事業で寝たきり老人等に対する紙おむつ券の支給、年2回、287件と書いてありますから、これ年2回だから2で割っていいののかもよくわかりませんが、そういう数で実施をしましたと、こんな記事がありました。町としての取り組みとしてはないと。

こういうことになっているんだと思うんですが、ぜひ他市町とこういった問題についてはできるだけ肩を並べて事業を実施できないものかなというふうに思ったものですから、なかなかこういう金を出す話になると、お金がないと、そういう答えがすぐ返ってくるわけでありますがけれども、お金がないのであれば、あるようにつくるということも当然考えなくてはならないんだろうなというふうには思います。

先ほどどんぐり松ちゃんとか五大堂のデザインの話がありましたけれども、なかなかそこで儲けようということはないというお話をされていましたが、儲けようと思えば町の財源になる部分も出てくるのかなと、こんなこともあります。財源をつくって対応するというのをぜひ考えてほしいなと思いつつ、町としてこのおむつ支給についての考え方、どうかかなということでお聞きをしたいということでもあります。よろしくお願ひします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回の議員の質問のこの紙おむつにつきましては、私も質問を受けてから2市3町の状況を把握しまして勉強になりました。ありがとうございます。

ただ、2市3町で松島がやっていることが、ただやっていないこともあるので、これだけをやっていないから松島はどうかのこうのということはないのかなとは思いつつ見ておりましたけれども、本町で平成29年3月末における高齢者の割合36.2%、3人に1人が65歳以上となっております。今後2025年には4割を超えるものと想定しておりますけれども、健康長寿課においてはこうした高齢社会に対応すべく、介護保険の給付や事業に加え、町独自の事業として、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業や宅配サービス事業、それから高齢者タクシー助成事業等の高齢福祉事業を実施してまいりました。

今回ご質問いただきました紙おむつ支給は、または介護用品支給につきましては、今議員ご

指摘のとおり社会福祉協議会が紙おむつ券を配付しております。

詳細については、担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 紙おむつ等の介護用品支給につきまして、近隣及び県内の市町村幾つか確認をいたしました。各市町村に確認したところ、市町村か社会福祉協議会、どちらかでいずれかで実施をしているといった状況です。本町の社会福祉協議会にも確認したところ、常時紙おむつを使用している在宅の寝たきりの方、障害児者を対象に、民生委員さんを通じて薬局等で使える紙おむつ引換券1,500円分を年2回配付しているということでございます。

県内各市町村の状況を幾つか聞いたところ、例えば石巻市では、社会福祉協議会の自主事業として、要介護度4以上、身障1・2級等の方で非課税世帯相当の方に月500円の助成券を交付している。亘理・山元は、紙おむつですね、実物を民生委員を通して月750円分ぐらいを配っている。2市3町は、非課税世帯と課税世帯で分けたり、あと要介護4以上だったり、在宅の方というのが条件です。実物だったり、助成券だったりですが、大体2,000円ぐらいのところが多いと。どちらかでやっている。あと、社会福祉協議会でやっているところに2分の1助成をしているという自治体もございました。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、答弁いただいたとおりで、私は2市3町と東松島市のやつだけ見てきましたけれども、大体2,000円前後ですね。券なり、あるいは給付としてやっている、こういうことのように。大体1カ月当たりおむつって幾らぐらいするのかな、1日1枚使ってどのぐらいするのかなということちょっと調べてみると、大体2,000円から2,500円ぐらい、おむつ30枚で大人用だとするのかなというふうに思って調べてきました。

毎月ですからね、これを寝たきりの方全員にというふうになるとなかなか大変なことになるわけで、そういうこともあってほかの市町村も介護度3以上とか、4以上とか、こういう境をつけながら、なおかつ在宅でいらっしゃる方ですと、施設や何かに入所している人は対象外ですと、こういうことでやっておられると、こういうことですよ。

松島町で見ると、ではそういう方は何人ぐらいいるのかなと思って調べてみました。これ、ことし今回の予算議会の資料で町のほうから提出いただいた松島町要介護認定等の状況ということで30年1月末現在という資料をいただきました。居宅介護のサービス受給者、要介護3、4、5の方々何人いるかということ、167人ですね。要支援1から要介護5までの7段階の

介護度があるわけですが、全体の31%ぐらいの人が要介護3以上で居宅介護のサービスを受けているということのようであります。その下に、介護度別割合（A）というのがありまして、当該介護区分のうち在宅サービスを利用している方の割合というのもありました。これを計算すると、要介護3、4、5で在宅サービスを利用している方の割合で人数計算すると、合計で利用している人が87人、サービス多分利用していない人が80人ぐらいという数になるのかなと思って見てきたんですね。在宅でいても、要介護度3以上でも、全くそのサービスも利用していないという方もいるんだなと思って改めて驚いておりました。

ですから、対象者は限定にはなるとは思うんですが、そういう自宅で一生懸命頑張って介護されていると、サービスも利用しないで頑張っているという方もいらっしゃる。前は介護慰労金ということで、家族介護なさっている方に10万ですかね、対象者はいなかったと思いますが、出していた事業ありましたけれども、それもやめてしまいましたけれどもね。実際にはこうやって見ると、対象をそうやって見ると、対象としてこういう方を介護慰労の何か事業みたいな形でとれないのかなという思いもして、この資料を見てきたんです。

その数からいくと、要介護度3以上だけ見れば80人ぐらいの数になってしまうなど。なおかつ、非課税世帯ということになると、どのぐらいになるのかわかりませんが、相当数は限定されてしまうんでしょから、非課税世帯までいかなくても、家族介護で頑張っている方への対応としてはあってもいい制度ではないかななんて思いながら見てきたんですが、その辺についていかがでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） まず、最初に、資料につけました1月末現在の利用していない方の割合なんですけど、要介護度4、5で在宅サービスを利用している割合が低いとなってますが、在宅サービスを3、4、5で使わないという人はほとんどいないんですね。まず認定サービス、介護度が大変なのでサービスを申請しているの、この人たちは入院中の方です。入院中と、あと申請でまだサービス、ケアマネジャーや事業所につながる前の方のパーセンテージになりますので、4、5で使わない方がいないと。そのために、使わない方への慰労の10万円事業は何年も給付がなかったのをやめたといったこととございます。

在宅の介護を一生懸命している方への支援ということで、本町としては紙おむつというのは社協さんでやっているということで実施してこなかったわけで、そのかわりと言っては何ですが、ほかの市町でやっていない宅配サービスとか、緊通、あと高齢者のタクシー助成というのも、寝たきりの人を対象にしているところが多くて、低所得者対象にしているところは

ないんですね。ですから、総合的に一体どういう対象者の方にその貴重な財源を使って支援すべきかということを検討していくこともあわせて必要なんだろうと。今回の介護保険のアンケートでは、緊通と宅配夕食はやはり重度の方、支援を必要とする高齢者のみの世帯とか非課税世帯とか、そういう方にやはり特化したほうが良いといった意見のほうが多かったと。ただ、その紙おむつに対しては、ちょっと聞かないでしまったものですから、次期計画のときはいろいろなあたりをあわせて聞きたいと。

あと、財源として介護保険の特別給付、横出し給付というのがございます。これはやっている自治体はほぼない。なぜかという、直接100%1号保険料を財源にするので、例えば月二、三千円のおむつ代を支給すると、月額介護保険料が100円から150円上がってしまうと。とてもそれはできないということで、特別給付としてはしていない。2市3町としては、やっているところは地域資源事業としてやっていたところもあるんですが、これも国から地域資源事業の対象としては認めないという通知が今般来まして、各市町財源どうするかと悩んでいるところでございます。在宅で一生懸命介護なさっているご家族への支援というのは熟慮すべきことだと思いますので、ほかの事業も含め、ちょっと総合的に考えたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか国のほうはやはり高齢化がどんどん進展していくということで、介護保険だけじゃなくて、医療も含めて社会保障費のやはり総枠で削減をすると。高齢化率はどんどん伸びていくのに、社会保障費はその高齢化の伸びのようには伸びないという、抑えるという抑制するという政策をとっているわけなので、どんどん我々、介護を必要とする人あるいは医療を必要とする人たちは負担を余分にしなければならない。そういう状況に追い込まれてきているわけですね。年金のほうは削減をどんどんされていくと。大体マクロ経済スライドなんかやられればね。今回はないと思いますけれども、必ず物価が下がれば下がるよとか、そういう政策がとられていって、ほぼ確実に毎年1%近く下がるというのがこれからの年金ですからね。そういう点では、本当に医療や介護が必要な人たちの負担がふえていくというのは目に見えているわけで、そこに対するやはり地方自治体としても手当てが必要になっているのではないかと。本当は国がそこに対する予算をきちんと確保してやっていただければいいんですが、そこができないわけですね。今の国の政治の中ではね。だとすれば、誰がやはり住民の暮らしを守るのかというその視点でやはりこういう問題も考えていただきたいなというふうに思うんです。

30年度予算で聞いたのでは、国民年金の受給者、28年度で松島町は国民年金のみの受給者5,093人ということでした。平均受給額は年額で6万4,450円とこういって、月額に直すと5万3,704円と。昔、私10年ぐらい前に聞いたときよりは、それでも平均受給額数千円上がったかなと思うんですが、高くはなっているなと思うんですが、それでも月額で5万3,000円ですよ。月額で5万3,000円というと、生活保護レベルにちょっと毛が生えた程度なのかなというそういうレベルなんですね。5,093人の方が受給者だということで見るときに、高齢者のかなりの方々には国民年金受給なのかなと。そういう方々が介護保険が必要になったときには、わずかなこの月収の中でやはり制度の利用ということが求められるし、家族がいて、そういう人たちが高齢者の生活を支えるという面もありますけれども、それはそれで在宅で見るといえることになれば、離職をせざるを得ないと、こういう状況も出たりするわけなので、家族全体がやはり家庭内に介護しなければならない人が出たときに、施設にも入所できない、在宅で介護しなければならないというふうになったときには、もう大変な苦勞をやはり味わうということになっていくわけですね。ですから、少しでもそういう側面から行政がやはり支援をするということが大事なのではないかなと思うんです。

松島の町がさまざまな事業、取り組みをやって、県内でも元気老人が非常に多いと。課長が頑張ってきてきたことも私もわかります。それはね。それでもなおかつやはり高齢化が進展してしていくもとの、やはり国がきちんと支えないのであれば、地方がやはりきちんと進めるということが私は大事だと思うんですね。ですから、わずかな金額だと思うんですよ。金額幾らにするかというのはわかりませんが、2市3町は2,000円から大体3,000円とか、そういうところが多かった。現物でね、七ヶ浜なんかは現物で月30枚のおむつを支給しますよとか、そんなふうになっているようなんですけれども、やり方ひとつだと思うんです。少しでもそういう支えがあれば、町にやはりちゃんと考えてもらっているんだなということ町民の皆さんも実感できるのではないかと、そんなふうに思いますので、もう1回、紋切り型にやらないとかじゃなくてももう少し、次期計画では3年後ですからね。もう少し早い段階で検討していただいて、そういう予算の確保もしていただきたいなと思うんですが、12時にもなるのであと終わりにしたいと思うので、しっかりと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この問題だけじゃなくて、松島町は生まれてきたお子様から子育ての段階から町がどう絡むのかということから始まって、今度高齢者の方々が暮らしていくような上で、少子と高齢化両方見なくちゃならない。これは自治体が今問われているわけですね。

今回紙おむつ等々でお話しいただきましたけれども、この一般質問を受けてから内部でいろいろ数字的なものは見させていただきました。3,000円ぐらいやると560万とか、それぐらいの金がかかるんだと。560万どこから持ってこようかと、こういうお話になるんだろうというふうに思います。ただ、これをやったから、例えば向こうへやらないとか、そういったことにはならないと思うので、ただ、内容等は精査しなくちゃならないということでもありますので、前回の今野議員の質問で移送事業というのもあったと思うんですけども、これらもあわせて今後町がどれだけのことを最低限やれるか、早ければ来年の4月からでも反映させたいという方向ではいきたいなというふうに思います。

ただ、その数字が議員が望むものの数字と一致するかどうかは別として、この辺は社協ともちょっと精査してやっていきたいということでもありますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。ぜひ、前回でしたっけ、移送サービスの質問をさせていただいて、いずれも高齢化に向かってやはり大変な生活を高齢者の皆さんも強いられる時代になっていますので、できるだけ早目にそういった対応を検討していただいて、答えも出していただいて、できればいい方向で答えを出していただいて、やはり松島に住んでいてよかったなとそう思える町にぜひしていただきたいなということを希望申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

皆様にお知らせいたします。傍聴者より議場全体の写真を撮りたい旨のお願いがありましたので、議長としては許可したいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

5番高橋利典議員、登壇の上質問願います。

〔5番 高橋利典君 登壇〕

○5番（高橋利典君） 5番高橋利典でございます。

日程もあしたまでということで、きょうも一般質問3件ということでございますので、本日

は私で終わりかなというところで一般質問の通告どおりに質問をしていければいいのかなと思っております。なおさら、今回は産業観光課所管 2 件でございますので、その旨よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、先に、合法的な民泊運営についてということで通告をしております。

この民泊、いろいろ今も社会的にも新聞等で闇民泊の話題とかが非常に賑わせておりまして、週に 1 回は必ず新聞に載るのかなというところでございまして、そういったところでの闇民泊とはまた別に、合法的な民泊事業ということについて、松島でのどういふ対応をするのかということでお伺ひをしていきたいと思ひます。

まず、先に、この一般住宅に有料で泊める民泊が 6 月から全国で解禁されるのを前に、希望する家主からの事前受付が今月 3 月の 15 日から始まっております。年々観光客、訪日外国人が増加し、2016 年には 1 月から 5 月の訪日外国人は 970 万人ということではなされております。訪日外国人が増加する一方で、日本の宿泊施設というものは全く足りていない状況にありまして、外国人旅行者も宿をとるのに大変苦勞しているというお話はたびたび聞こえてくるところであります。

そんな中で注目されるのが、空き家を活用した宿泊ということになりまして、日本全体での空き家が現在ふえているところですが、管理不足や老朽化によって倒壊のおそれがある反面で、問題が指摘されているところもございまして。その空き家を外国人に旅行者に提供することで、宿泊施設不足を補うことができ、空き家になってしまう住戸を減らすことができます。グループや個人旅行の宿泊ニーズに対応しての空き家を利用した民泊ビジネスはチャンスがあるということで注目をされているところでございまして。そういった中で、宮城県の民泊事情についてお伺ひをするわけではなす。

また、後半では、東北のインバウンド観光の現在の宿泊事情についてお伺ひをしてまいりたいと思ひます。

まず、この最初に、合法民泊の事業としての可能性についてということで、町にも現在の民泊というところでの宿泊施設はあるのでしょうか。その辺からちょっと入っていききたいと思ひます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員からの民泊についての質問でありますけれども、合法民泊の事業としての可能性についてのご質問でございますが、議員今お話ししたとおり、本年 6 月 15 日に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が施行されることによる民泊事業の可能性ということで

回答させていただきます。

詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず、最初に、町内の民泊施設としての存在はあるかということについてでございますけれども、民泊としての把握はしておりません。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 民泊としてのそういった施設はないということでございますので、松島ではいろいろ旅館組合等での民宿関係というのが今までは何か許可がなかなか取れないとか、そういうのができないというようなこととお話を聞いていた経緯がございます。こうした中でやはりなかなかそういった民宿なんかもできなかったのかなというような経緯もありますけれども、その辺についてちょっとお伺いをしたいのですが。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 実際民宿というよりも、松島町のほうは旅館施設、ホテル等が存在しているところでございます。一般質問にありましたとおり、そこは営業可能地域というところにつながってくるのかなと思いますので、そこも含めて答弁させていただければと思います。

民泊新法でございます。こちら、全国的に健全な民泊サービスの普及を図ることを目的としており、住居専用地域を含めて事業をすることが可能でございます。民泊事業の普及により生活環境の悪化を防止する観点から、必要がある場合は一定の条件のもとで民泊事業の実施を条例により制限することができるとされております。条例制定措置ができるのは、都道府県、政令市、中核市、東京23区のみとなっております。宮城県で言えば、宮城県及び仙台市がその対象となり、中核市となる存在が宮城県の市にはございません。したがって、条例で制限されている地域以外は民泊営業が可能な地域ということになります。

宮城県においては、民泊サービスの普及を図るという民泊新法の目的を鑑みまして、当面制限をしないで運用していく方針を示しておりますので、松島町も合わせて運用していくものと思われまます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） この場合のこえ3月の7日の河北新報に、民泊の52自治体が規制ということでこれ載っているわけですがけれども、全国の52の自治体が営業できる区域や期間などを制限する条例を制定ということで載っております。宮城県においては、仙台市がそのとおり

の条例を踏まえまして、日数ですね、あと曜日を限定した形での条例を制定して、この民泊を行うということになっていてございまして、今言ったとおり都道府県知事への届け出が必要だということになるわけですが、松島にはその規制がないから可能性はあるし、できますということになるかと思いますが、よろしいですね。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） そのとおりでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） それで、民泊も家主の居住型と不在型がございます。そういった観点からしますと、いろいろ今おっしゃいました規制関係でございますけれども、その運営に対しての一つの管理責任というのですか、そういうのが問われてくると思うんですけれども、そういった違いというのはどういったことがあるのか、ちょっとお知らせをしてほしいんですが。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 家主存在型は、実際民泊を運営される方が地域のルールに基づいて宿泊されている方を運用していくと。家主不在型につきましては、住宅宿泊管理事業者がそこに委託をして運営を行うという形になっております。届け出についても、家主がいるところにつきましては都道府県、家主不在型につきましては国土交通大臣への提出というふうになっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） すると、家主の結局居住にすれば、民宿ホストというんですか、運営者ということになるかと思うんですけれども、その方がいけばまず問題ないと。それと、あとまた、今の不在型となれば、管理者という方にお任せをして、その方が管理をするということになると思うんですけれども、実際にそれを運営するとなると、委託的な契約とか何かというのはそれを結んでの話になるんでしょうかね。その辺ちょっとお聞かせを願います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 最初の家主がいる場合につきましてはそのとおりでございまして、自分が運用していくと。ただし、2カ月に一遍は県に定期報告をしなければいけないという定めがございます。また、家主不在型につきましては、家を持っているけれども自分は住んでいないということで、委託会社に委託契約を結んで民泊を運営していくということになります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） そこにいろいろ一応は家主の居住型と不在型が出てくるのかなと。そうしたときに、1つは空き家がもし持ち主がいて、それをお借りしてその運営をするとなると、不在型ですからそういったところに管理会社に委託をするというようなことになると思うんですけども、そうした場合に一応今その許可も含めて運営に当たっての近隣の方々とのそういったいろいろな何かあった場合にどうなるのかなということでありまして、そういったのは1つは条例化とか何かされての運用なのか、それとも管理者が直接その全責任を持ってやるのかということがちょっとまだはっきりわからないのですが、その点をちょっとお知らせを願いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 家主がいた場合でも、不在した場合でも、民泊を営むとなった場合には、近隣住民に対して民泊を当施設で行いますという周知が必要になってまいります。これは運営側で行うものとなっております。また、自分たちが民泊運営を行っているということを知ってもらい、明らかにしてもらい、民泊運営施設というステッカーを張って周知していくということになっております。ただ、自治体側では正直、都道府県とか国にその運営の届け出をしますので、把握のしようがないというような状況ですけれども、今県のほうに問い合わせをさせていただきましたところ、やはりそういった情報の連携は必要でしょうと。ですので、届け出あったものについては、順次市町のほうに情報のほうを提供して把握に努めるということは確認しております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） そういうことであれば、やはり完全にそういった許可をもらっても町は知らないですよというわけにはいかないような状況になると思いますし、そういった1つの目線で見ながら、やはりそういったトラブルの防止ということも、これは非常に大切かなと思っております。なおさら今、訪日外国人、テレビなんかでもしょっちゅう出ていますけれども、マンション関係とか何とか、これはまだ合法的なところではないにしても、そういった苦情が多々寄せられているということで、かなり問題になっているようですけれども、こういった住居地での専用住居地での営業となるとは、やはりそういったことも含めてかなりの管理という体制をしっかりとしていかなきゃならないのかなと思います。

なおさら、専用住宅地での可能性ということで、ホームステイ型という民泊もあるようなんですけれども、そういったところについてはどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） ホームステイ型民宿でございますが、こちらも規制内容が若干ございまして、家主居住型の民泊はホームステイ型民宿と呼ばれるようになります。住宅提供者ですね、住宅提供者が生活の本拠とする住宅内のあきスペースを利用者に貸し出すタイプの民泊を言います。ホームステイ型の民泊の営業を開始する場合、届け出だけで済みます。住居専用地域での民泊営業は可能ということになります。ただし、後段、一般質問にもございましたが、一定の要件としては年間提供日数は、これは同じ180日で上限を一にして運営をするということになっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 今、お答えいただいたように、この集合住宅というんですか、住宅専用地でもいろいろそういったこともあれば可能であって、そして次の質問の営業日数上限というのが180日だということになりますけれども、この180日ルールというのがどういったルールなのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず、1日を泊まった日の正午から次の日の正午までで1日とカウントしています。ですので、泊を1日置きに予約をとっていければ、最大2倍の360日は営業できるというような理解で180日ルールというのができ上がっています。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） すると、泊まる日にちが180日となることで、日数で今言ったように360、1日置きだと。360日は可能ですよということになりますよね。人数的には制限はないでしょうから、そのぐらいの日数で1つ1日置きに泊めれば、営業的にもなるのかなというようなことだと思います。そういったことも含めて、やはりこのせっかく民泊法がまず新たに新法が加わるということで、こういったことも松島でも営業できる方が出てくるかもしれませんし、既にそういったお話があったりするのかなということもありますので、その辺あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町で今あるのかということでありましてけれども、定款でうたっているところはあります。民泊もやるようにすると。空き家等を使ってですね。ただ、それを実際やっているかということ、まだやっていないようでありますけれども、こういったことに関

しては、実は松島町はホテルが結構あるわけですがけれども、そのホテル業界のほうから旅館組合のほうから、できれば民泊は余り町ではしないようにというお話もいただいておりますけれども、これは私がわかりましたということで私が決められることではないので、これは先ほど課長が答弁したように政令都市とかそういうことであれば自治体で決められますけれども、それ以外は宮城県で決めるということになります。ですから、この間葉山ですかね。葉山でないな。軽井沢ですか。軽井沢、長野県のほうの軽井沢のほうで、民泊問題でいろいろ騒動があるようでありましてけれども、軽井沢の町とすれば、そういった苦情を受けて県へ提言して、県のほうでいろいろやってもらう。こういうやり方になっているようでありまして、松島町にも一番困るのは誰が貸しているのかとか、そういったものがきちんとわからないと困るので、それは何が困るかというところ、ごみの問題でも何でも全て困ることになりますので、そういったものはきちっと把握しなくちゃならないというふうに思っていますので、そういったものを把握しながら、もしこの松島町とすれば受けていくのかなというふうになるかと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 今、町長が言ったとおりで、やはりここには旅館、それからホテルがございまして、そういったところとの1つの関係も出てくるとは思うんです。今の時勢からすれば、結局旅行者も1つは個人旅行や旅行の形態も変わってしまっていて、旅行そのものを日本に来てくれる方というのが、1つはそういったJTBさんとかそういった1つのパッケージで来てホテルや旅館を利用する方、それから全くそれを利用しないで民泊とか安いところに泊まりながら日本中をめぐるって歩くというような2つの形態があるような気がします。

その中で、やはり松島はその安く泊まれるというところの部分でもなかなか受け入れ体制が少ないのかなと思っております。それにしてもある程度的人数はそんなにそんなに旅館とかホテルみたいに1回に何百人とかというわけじゃないですから、何十人というわけじゃないですから、そういった旅行者のニーズにも合わせたようなこういった一つのやり方が大切なのかなと思っております。そういったことも含めまして、やはり観光協会といった一つの話し合いをしながら、もしそういった申請者があれば進めていただければと思います。

なおさら、3月4日の「新報道2001」で民泊が取り上げられてしまっていて、オラガ総合研究代表の牧野知弘氏は、地方の新たなホテルや旅館はなかなかできにくいと。それこそ資本投資がかかると。そういったことを含めれば、都会とは違った活用ができるだろうということで、空き家をきっちりと整備した、日本人、外国人の方々が日本中を旅行して歩くときに気軽に

宿泊場所を確保できるような施設が必要であると、その方法として民泊は非常に効率的だということでおっしゃっておりますし、なおさら地方にとっては交流人口も宿泊人口もふえるわけですから、1つはこの町の活性化の一助にもつながるのかなと思っております、その辺のことをちょっと意見があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町も、松島町だけじゃないですけども、宮城県を筆頭に、今訪日外国人インバウンド誘致盛んになっております。28年ごろからのいろいろなさまざまな施策が仙台空港の民営化に始まって、格安航空が数が多く本数が飛ぶようになって、松島町にはそれがどういうふうになってきたかという、訪日外国人は28年度と29年度を比較すると、もう倍ぐらいの数字になっていると。今3万2,000人ぐらいのお客さんが見えられていると。ですから、これは年度末ですから3月いっぱいまで含めるともっとふえると思いますけれども、今後この台湾等を含めて大分多くなってきていることは確かなんです。

私も町長就任時、松島のホテルを見たときに、インバウンド対策をやる場合には、ある程度の格安の宿泊施設といいますかな、言ってみれば言葉が当たるかどうかは別として、ビジネスホテルのような気軽なようなホテルで泊まれるところがないとだめなのではないかということでいろいろ模索をしてこれまで来ているんですけども、松島町はビジネスホテルを例えばある会社が建てようにしても、3階までとなると、なかなか経営上コストが合わないというふうに言われているんですね。実は松島駅に前の事業主の方からも、「この土地全部使っていからビジネスホテル等探してこい」と言われているんですけども、なかなかそういう会社にも訪問して話はしているんですが、なかなか平米単価にすると3階建てでは合わない。やはり5階、6階にしていかないと、床面積じゃ合わないということを言われています。

ただ、やはり今後松島町として、今の宿泊施設がまず大体稼働率がまだ70ぐらいなのかな。70ぐらいだと思いますので、その松島のまずホテル内の稼働率を上げることと、それから2020年度までの松島町の訪日外国人の推移を見て、やはりそういう民泊的なものが出てくるのだろうというふうには認識しております。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 一応町長が先ほど言ったビジネスホテル関係ということで、前にもちょっと小耳に挟んだことがありますけれども、そういったことも含めるとなかなか今の状況では厳しいのかなと思います。そういったことも含めまして、やはり町にも1軒ゲストハウスありますね。かなりやはり東北でも好評でして、宮城県でも知られているところですけど

も、もちろんあちらは旅館法のほうの適用でやっていると思うんですけども、でもかなり安く泊めているようですね。そうすると、県内でも大体8番目ぐらいの認知度があって、お客さんも満遍なく来ているようですし、営業的にも旅館法ですから簡易宿泊施設というような形になるんですかね。そうすると、やはり365日稼働できるということでございますので、効率的に運営はしているなというようなことであると思います。

そうすると、この民泊となると、やはり先ほど言ったように、一応180日ルールというのがございますから、そうしますとどうしてもやはりある程度の空き家を借りて運営をすると、事業的にはかなり大変なのかなと。なおさら、家屋を改修したり何だりという費用がかかってきますから、そうするとなかなかこの営業自体が大変なのかなというようなことになろうかと思えますけれども、そこで次の質問に入っていくわけですが、まず、この民泊の360日稼働できる条件というのは、特区申請をすればいいんですよみたいなことで載っていたわけですが、この国家戦略特区の外国人の滞在での経営ということになるわけですが、この戦略特区での認定ということではちょっと伺いたいわけですが、自治体含めてどういう対応をしているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、いわゆる特区民泊についてでありますけれども、内容等は担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 国家戦略特別区域についてでございます。

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、いわゆる特区民泊でございますが、国家戦略特別区域内でのみ営業することができます。現在、特区の認定を受けて旅館業法の適用除外を受けておりますのは、東京都大田区、大阪府、大阪市、北九州市、千葉市、新潟市となっております。これら都市は外国人観光客の増加に伴いまして、宿泊施設の不足が生じ、その大都市がその解消のために特区の認定を受けているという状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 今のこれは戦略特区の今の時点での話でございますが、許可をもらって、そういった特区申請を出して許可をもらってこの件ですね、やっているわけですが、これからやはり特区の申請をしていけば、そういったことも可能になるのかですね。その辺は都道府県知事の認定の申請というようなことで許可になる可能性があるということござ

いますが、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 特区民泊の承認を得て営業するための必要条件になってくるのかなと思われましても、要件につきましては大きく6つございます。宿泊施設の所在地が国家戦略特別区域内にあることが前提で、宿泊施設の滞在期間が2泊3日から9泊10日までの範囲内で自治体が定めた期間以上の民泊営業をすること、こちら泊まる宿泊日数が定められます。また、1居室の床面積は25平米以上と。ただし、この面積についても自治体の判断で変更可能でございます。3つ目が、施設使用方法に関する外国語案内、緊急時の外国語による情報提供、その他の外国人旅客の滞在に必要な役務の提供と。4つ目は、滞在者名簿の備えつけ。5つ目は、施設周辺地域の住民に対する適切な説明。6つ目が、施設周辺地域の住民からの苦情及び問い合わせに対する適切かつ迅速な対応となります。

ここで都道府県知事の特定認定申請についてでございますが、特区民泊事業を行うための特定認定は、特区の認定を受けている地方自治体に申請することとなります。都道府県が特区となっている場合は知事に、市町村が特区となっている場合は市町村長に申請することになります。民泊新法による民泊営業の場合は、都道府県知事に対して民泊を営む趣旨の届け出を行うことというようにすみ分けがなされております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 今、6つのいろいろ条件がありますよということでお知らせをいただきました。なおさらこの特区申請というのは、都道府県知事という単位でのやれる状況に出てくるということでございますけれども、もし松島でそういったことが申請をしていくとなれば、その申請に対しての知事へのそういった申請になるのか、それともまず県がその特区申請をすることでの県が一応申請を取るのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） これは例えば市町単独で特区認定をしたいという場合は、市町村長に申請というふうになりますけれども、その前段で県、そして国へというような特区認定の手続が必要と考えます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） そうした特区民泊ということになりますと、今言ったとおり最初は町、それから県ということでも県から国に上がっていくということでもございますけれども、そうした段階でやはりそのものというか、民泊そのものの施設が1カ所とか2カ所だけではなかな

か難しいのかなというような要件があろうかと思えますけれども、そういった必要な条件というのはあるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 特区の場合、その地域でここに認定するということになっていきますので、何棟以上という要件は特に制限はされておられません。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） はい、わかりました。

そういったことで、その地域での申請ということになれば、できる可能性もあるということになるのかなと思います。

なおさらその影響に、まず次の質問ではありますが、営業に係るそういった条例、そういった規制というものが必要になってくるのか、先ほどの6つの条件をクリアすればいいのか、その辺のことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 営業に係る条例規制についてでございますが、特区民泊につきましては、特区の認定を受けた地方公共団体が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例を定めることとなっております。民泊営業した場合は、その条例にのっとり営業することとなります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） そうすれば、営業に当たっては必ずそういった条例を定めて、それにのっとった形での営業になるということに理解しているんですね。はい、わかりました。

そういったことも含めて、いろいろそういった民泊というのがこれからもかなりの需要が出てくるという公算がございますので、先ほども言いました、なおさら私たちもインバウンド関係でこの前平泉のほうに行ってきたして、平泉でもこの私たちの「浄土の館」ということで泊まれる文化施設ということで、老人のこれ憩いの家だったような気がします。こんなお話でした。そこを今度民泊に改修しまして、今年度から宿泊可能にするんだということでご案内をいただきました。何かこういう浄土の館というようなことで直接町が運営するということがございまして、「ああ、すごいな」と思ってきたので、「できればそういう民泊連携もおもしろいんじゃないですかね」というようなことでお話もしてきたんですけども、ある程度これは平泉の話でございまして、そういったことも含めると自治体もいろいろな形がかかわりを持ちながらやっていける方向があるのかなと思っています。なおさら、地域活性

化のためにもこういったことはひとつ含めていろいろ支援なり何なりをしていただきながら注視していただいて、まずそういった事業者があらわれた場合、いろいろアドバイスやら何やらをいただきながら、いい関係を持ってやってもらえればなと思っているところがございます。そういったことも含めまして、この民泊ということはひとつよろしくお願いをしたいと思えます。

あと、次に、東北人の外国宿泊数ということで質問通告しているわけですが、平成29年10月の東北運輸局管内の延べ外国人の宿泊数が、従業員10人以上の施設では大体17万1,520人と泊まっております。前年同月11万7,700人と比較して46%増ということで、全国での前年度同月比は22%であります。全国と比較しても東北地方の伸び率は高いということになりますけれども、震災前の平成22年比率で比べますと127%増となっております、29年の1月から10月の東北運輸局管内の延べ外国人の宿泊数は75万8,870人となっております。同年の同月53万4,110人泊と比較すると、42%ということでふえているようでございます。

先ほども町長のほうからインバウンド関係で観光客がふえているというようなお話もお聞きしました。それとともに、私たちの二市三町議長団連絡協議会のほうで、一応東北のまずそういったインバウンド関係の講習会というか、研修がございまして、その講師として仙台空港の営業部長さんですか、今。取締役の方ですが、その方のご講演をいただきまして、東北には可能性がいっぱいありますよということでお話をいただきながら、この今あげた統計のほうの話をいただきながら、それに伴っての松島のこういった観光も徐々にふえているのかなということで思っております。

なおさら、2月27日ですか、再生の針路ということで、これ町長の新聞が載ってまして、これを大体やると皆答え出てくるような感じなんですけれども、そういったところを含めると、先ほどもおっしゃっていただきましたとおり、3月末では3万5,000人に達する勢いだということで、そういったことも含めればかなりふえているのかなということでございまして、そうした段階でのやはり地元の受け入れ体制というのがなかなか整っていないのかなという気がします。そういった中で、もし、もしじゃないですね。この仙台空港の営業部長さんの方が松島の岡部さんです。あ、岡崎さんですね。その方が何か松島に来て、一応そういったお話もされているようなんですけれども、そういったことがお話しいただければ幸いです。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 仙台空港の岡崎取締役とは、仙台空港からの松島平泉線のバス

を運行するに当たって、それを機会に話す機会を設けております。その方からも随時話をされておるんですけれども、やはり東北のゲートウェイとして仙台国際空港がありますと。やはりその仙台国際空港に立ち寄るための母体、お客様を増加させることが、まず第一が東北に観光客を呼び込む必要性を持っているというふうに話をいただいております。

実際、当初、東北のほうには全体の1%しか外国人観光客が来ていないということもありまして、まだまだこちらに来ていただく機会を設けるそういった需要があるというふうに話をされております。もともとは東北が海外の方から見て日本地図のどこの位置にあるのかもわかりませんと、そういったことを踏まえながらも発信していきたいので、空港のほうでもたくさんのお客様を呼び込む準備をしますので、それを受け入れる側の自治体のほうもいろいろな整備を持って受け入れてほしいという話をいただいております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） やはりそうすると、取締役の岡崎さんから言わせれば、もう少し受け入れ体制を整備しながら、こういう交流人口ですか、ふやしていければ、その地域の活性化につながっていく。なおさら、その土地で幾らかでもお金を落とさせていただければ、それが本当に地元に対しての有効なことになるということでございます。そういったことを含めると、やはりこの東北では一応各県いろいろこの訪日外国人来ているようですけども、東北の事情というのはどんな感じになっていますかね。その辺は旅行者の状況はわかりますかね。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） やはり宮城県が一番来ていただいている中でも、今一番伸びているのが実は青森県と言われております。そこは食と産業と、そして来ていただいた方にその体験をしていただくということで、一番伸びている状況でございます。それも、宮城県のほうでもまねることができるのではないかと。そういった発想を持った、弘前で旅行会社を営んでいた方が今回設立されるDMOの中心となる代表として今から6市3町を中心にそういった観光事業を担っていこうというふうに取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） やはり一番東北では青森が伸びているということございまして、なおさら岩手、秋田も徐々にこの伸びがある。なおさら、宮城県が置いていかれる存在じゃないかというようなことになるのかなと思ったりもしますし、せっかく仙台空港、台湾からの直接便もありますし、そういった方々を有効的に呼び込めるにも、先ほど言いましたDMOの対策、これ6市3町でそういった連携をしながら、観光ルートの開発というのは、これは非

常に有効的な手段になってくるのかなと思います。どうしても今までも「湾ダーランド」とかってありましたけれども、そういった中での観光連携というのがなかなかスムーズにっていないのかなと。そういったことをアピールしながら観光の連携というのがなかなかとれていないような気もするんですけれども、その辺はどう感じているでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島含めまして3市3町の湾ダーランドからの話でございますが、自治体間交流につきましては、定期的にかつ頻繁に行ってまいりました。各市町、お互いの行事、イベントの際には、職員が出向きまして同じように観光PRイベント等を行ってまいりました。ただし、そこから派生して観光ルートとして商品化するというところまでは実際担っていません。これを今回実現していくのが、設立されるDMO等になっていくのかなと思われまますので、今までの経験も踏まえながら、そして今自治体で受けている事業等もDMOのほうで受け入れてくれる可能性はございますので、一緒につり上げてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） ぜひ、このDMOを活用して、1つはルートを開発していきながら呼び込みをしていただきたいなと思います。なおさら、松島の観光といいますと、訪日外国人が来ていて、いろいろ観光案内板等ございますし、そういった観光の内輪の整備というのめかなり進んできている面はございます。

先日、実はカキ小屋のお話を聞きました。なおさら、台湾人か中国人の方が来ていただいたようでございます。そうしたら、今は言葉はしゃべらなくても、「何か携帯持ってこんな格好でしゃべってるんだよな」と言うんですよね。そうしたら、ぱっとうこういうふうに見せられて、「ちゃんと日本語で出てくるんだよ」なんて、そういったことでカキ小屋をやっている方々がびっくりしまして、「ああ、今しゃべれなくてもいいんだ。いい時代になったんだ」とかと言っていましたが、そういったことでのコミュニケーションができたりもしていますし、それでやはり来てくれる方というのは、地図のあれ持っています、次、どこへいくということで、その後地図アプリで一生懸命検索しながらいっているようです。ですから、そういったことも含めると、もっと効率的なやり方があればいいのかなと思っています。

そうしまして、またこれは平泉の話になるんですけれども、平泉では、課長も知ってのとおりでございます、音声ガイドを導入しているんですよね。その音声ガイドの導入というこ

とで、観光協会や町が300万ずつ拠出して、そして300本ですか、をまずそれを用意して、1回500円で貸し出すということでやっているようでございまして、なかなか事業的には年収300万ぐらいの収入がありまして、ちゃんともう元を取っていますというお話なんです。

一応、こういう形で地図がありまして、その地図に行きたい場所、観光地の場所があるわけです。それをこのペンでぼんと当てると、そこの案内をこの音声、各国語、大体言語で15カ国くらい入るんですかね。その言語でしゃべってくれるんですね。

ですから、いちいち聞かなくても後はこのペンでぼんとここの行きたい場所のバーをたたくと、すぐその観光案内やら、行き場所までの道案内やらというのをやってくれる機能だそうです。それが大体町内の6カ所とかに置いていまして、一応道の駅も新しくできましたし、観光協会やらそういったところに置いていまして、どこに返還してもいいということで、1回もそれを持って立ち去る人はいないですというお話でございました。

そういったことも含めると、一応は町でもサインがあって、その中にはQRコードもございまして。そういったことも活用しながら、なおさらこういった音声ガイドなんかも、こういうようなことも施策としてやっていければ、もっと有効な案内になるのかなど。各施設に行けば、それぞれの施設の案内はございます。ただ、全体的なこういった観光地の案内というのはなかなか今のところはパンフレットではありますけれども、こういったものを有効活用できればなおさら効率的にいいのかなど思っています。

なおさら、こういったこともお聞きもしました。一応松島でも外国人の職員、国際交流員ですね。雇用していますよね。今はステフィンでしたっけ。交流していまして、平泉ではその雇用がなかったと。なおさら松島さんのほうからそういったことを言われてというか、見習って、今回この昨年度、今年度ですか、29年からですね。交流員を入れていろいろフェイスブック等にも世界に発信していますということで、そういった松島さんのいいところはいただきましたというようなことでやっているようでございますから、なおさら松島もこういったこともよく考えると、こういうような案内もありかなど思っていますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 音声ガイドにつきましては、今すぐやりますとはなかなか難しいのではないかなというふうには思います。というのは、町内で有料であれ、無料であれ、ガイドさんの方々がおられますのでね。そういった方々とちょっと協議をして、お話し合いなどをして、今後の方策というのを見つければいいのかなというように思っています。

平泉との交流でありますけれども、特に2次交通で結ぶようになってから、向こうの職員の方々も松島に来るようになったし、うちの職員も向こうに行っているということで交流をさせてもらっています。ですから、今議員さん方にバスに乗っていただいたということに対しては、本当によかったなというふうに思っております。それを踏まえての質問であるというふうに思いますので、平泉はこれまで世界遺産になった平泉として一番のネックは、宿泊施設が少し不足しているということだと思わなければならないですね。ですから、そういういろいろな施策がとられたんだろうというふうに思っております。

逆に、松島とすれば、そういう2次交通で結ぶことによって、平泉に来た方々も松島へ泊まっていたらなという思いも実はあるわけでありますけれども、ことしからは来月ですか、4月からは出雲便というのが出ますし、それから今度は国内線ですと神戸便が新たに仙台に入ってくるということでありますので、そういった交流でまた人がふえていくんだろうというふうに思っておりますので、その中での松島の対応となるんだろうというふうに思います。ですから、インバウンド等のその外国人に対するその音声的なものから案内の施策に関しては、これは2020年の東京オリンピックまでには、パラリンピックまでにはちゃんと整理していかないと、観光地松島としてはうまくないだろうというふうには思っております。

それからあと、もう1つは、先週議員の方々にも出席していただきましたけれども、3月16日から成田国際空港から深夜バスが松島に来る、来ているようになっております。毎日1便就航していますので、これらについても松島に外国人の方々も直接来てくれるのではないかなという淡い気持ちを持っていきたい。今、担当とこれから調整しなくちゃならないというのは、松島に着くのは朝の6時なんですね。朝の6時に着いたときに、外国の方々も松島に来て、冬だとまだ暗いですから、そういう明るくなるまでとか、観光施設が動き出すまでの時間をどのように、また、食事をどのようにするのかというのが、我々の喫緊の課題だと思っております。ですから、こういったことも今後ホテルとか、町内の食事を提供している業者さんとちょっと近々相談して、これらの結果を出していきたいというふうに思いますけれども、また、議会のほうからもそういった意味でもいろいろご指導賜ればというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） この音声ガイドも一応は平泉にも案内の方が6人ぐらいいるようで、その方は駅にもいるし、観光協会にもいるということで、それも併用してやっているようですね。ですから、そういった案内の方がいても、別にそれは支障はないし、その方々は外国語

対応はできないようでございますので、その辺も2020年までは何とかということでございますので、その辺も少し努力してやっていただければと思います。

なおさら、今、新たなそういったバスということで、成田からの直行便が来ての受け入れ体制、何かできればどこかで必ず受け入れ体制をつくらなきゃならないということで、かなりそういったことでは大変にはなろうかと思えますけれども、それにしても交流人口がふえていく。ましてや、そして宿泊がふえていくというようになれば、これは松島にとってはすごく効果的なことでございますので、これからもいろいろ交流人口または宿泊人口、我々の意見でも出したんですけれども、なかなか微増とはいかない、停滞というんですかね。平行線たどっているようでございますから、その辺も努力していただければいいのかなと思っております。

この辺でこちらの第1問については終わりたいと思ひまして、あと大体39分ですか。

次、2問目ということで、市街化調整区域の農地保全ということでの整備ということで通告しておりました。

なおさら、松島には市街化区域、市街化調整区域、農業振興区域、農業振興区域から除外された農地ということがございます。そういった中でのやはりこれからの農業後継者、なかなかいなくて困っているんだと。あすにももう稲作はやめるといったことで、近々の問題になっておりますので、ここも含めて質問をさせていただきます。

農業振興地域の農地に指定されている農地については、農業振興整備計画に基づき、農業基盤整備などの総合的な農業振興策が展開されておりますが、集落周辺部には農用地区域外の農地が残り、これらの農地の多くは基盤整備等の状況により生産効率が低く、荒廃が進んでいるところがあります。基盤未整備ですね、の地域がありまして、そのなかなかこの整備が進まなければ、現況の昔からの区画の田んぼが現存してしまして、今荒廃の一途をたどっているということになっております。

どうしてもなかなか難しい問題で、正直なところを言いますと、我々の年代が最終後継者というような状況になっていますから、私もいつまでやれるかわかりませんが、後継者がいないということになってきます。いつ倒れてもおかしくないような状況で、そうなるとうなるのかなと。後継者もいなければ、それをつくっていただく方もない。なおさら、この条件が未整備であれば、用水の確保、排水、暗渠整備もされていない。補助条件も悪いということになると、どうしても請負とか、賃借もできない状況にあつて、近々農地はどうなっていくのかなと思って心配をしているところでございますので、なおさら私の三居山、本郷

地区ですね。正直言いますと、第二小学校の前なんですけれども、私は小さな田んぼ、大体6畝というんですか、ぐらいいはあるんです。その両脇、いや、一部ですからね。全体的にはあれなんですけれども、その両脇がもう来年から、ことしから田んぼつukらないよという形で、「あんたつくってくれや」というようなお話なわけです。それはそれでいいんですけれども、ただ、条件的にそういった条件が悪いんですよ。とにかく田んぼのぬかったりとか、トラクター刺さったりとかして、行ったたびに上げ方してくれるわけですよ。上げ方しているわけですよ、私が。そうすると、そういうようなところをつくってくれと言われると、どうしても腰が引けますし、いやあ、つくってもまたうちの機械ぬかったんでは困るのかな。やはりそういうような状況になっていくと、どうしても耕作に踏み切れない部分がありますし、なおさらその土地の所有者でも借りて田んぼつくっている方でも、年だからもう来年からやめた、ことしからやめたという人が多々出てきているわけなんです。

そうしたことを踏まえまして、いやあ、もうこれから近々の課題でありますし、どうしたものかなということで今回の質問をしているわけなんですけれども、ことしの町長の農業政策を見ても、農地保全していく上では営農を維持するための生産基盤向上に努めるほか、保全施策展開が必要であり、その手法について、答えているわけなんですけれども、主にそういった特に良好な環境、景観、そして農地集落においての新たな保全系の地区指定をしていく必要があるのかなと思っていますけれども、どちらかという、どうしても農業振興地域を中心としたこの基盤整備ということになるかと思うんですけれども、そういった中での1点、新たなこの保全区域の指定ということで、都市計画法に基づく風致地区などの適用が考えられるが、そういったところの地区指定というのはどういった有効策があるのか、それともかなり縛られて逆に苦しむのかですね。そういったこと、風致地区の名目ですかね。地域指定というんですかね。そういったものをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員にお願いいたします。

1時間になりましたので、ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

再開を2時10分といたします。

午後1時57分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

答弁から願います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 答弁に入ります前に、議員の今の農業の実態ですね。自分が置かれている立場、切実なんだなど。私も同じようなものですから、聞いておりましたけれども、この間実は手樽で今C1事業をこれからやりますけれども、3月23日やっと安全祈願祭ができました。ここで当初反対している人はもういいと、そのまま置いていこうという決断で来たんですけれども、ここに来て全ての方が賛同したので、100%賛同ということで進むようになったということでもあります。

それから、その風致地区ということでもありますけれども、これも私も余り聞いた言葉じゃなかったんですが、調べさせていただきました。都市計画法第8条に定められている地域地区の1つで、同法第9条第21項に、「風致地区は、土地の風致を維持するため定める地区とする」とされております。10ヘクタール以上は都道府県及び政令市が、10ヘクタール未満は市町村が指定し、各自治体が条例を定めるものとなっております。また、風致地区を条例で定めた場合、行為規則があり、建築物の建築その他の建設、建築物等の色彩の変更、宅地の造成、水面の埋め立てまたは干拓、木竹の伐採、土石の類いの採取等を行う場合は、環境の保全を図るために自治体へ届け出を行い、許可に基づき行うこととなります。よって、地区の指定によりその地域を保全していく上では有効な施策と思われませんが、建築等の行為の制限が新たに加わることから、地域の指定は町の将来計画と並行しながら検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 今、町長がおっしゃられるとおり、風致地区というのは、環境保全の観点から都市計画法で定めることによって開発も何もかなり厳しくなるのかなど。かえって指定された場合、農地の何も動かさない状況になるのかなどというようなことでございますので、そうした観点からすれば、こういった農業振興地域以外の農地の整備というのが、この地区の指定ではなかなか厳しいのかなどというようなことになるかと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 1つの保全という意味では、この風致地区というのはどちらかという
と守るほうですね。促進していくほうではなく守るほう、どちらかという
と農政サイドよりも建物系、ちょっとあと土砂を削ったり開発する。そちらに近いところで制約をかけていく。保全を受ける。ただ、このこと自体、松島町はそれ以上に文化財というその上に来るものが

ちょっとあります。そういうことで、そちらはちょっとエリアによっては違いますけれどもちょっと強い、文化財のほうが。そういうことで、逆にちょっと二重的な制約をかける場所ほもしかしたらあるかもしれないということで、保全の意味での風致地区かなど。ですから、今度農政で何かこうしてまたちょっと思考を変えていこうというときに、余りちょっと逆方向になりがちになるかもしれないので、この辺の取り扱いほちょっと気をつけていかなければならないなということでもあります。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） そうすれば、こういった地区の指定はしなくても、文化財のほうのかなり厳しい規制があるので、別な方法があればその方法でやればいいのかなというようなことかなと思います。

そんなところで次の質問に入るわけですが、総合的な集落の地域の整備事業ということで、集落の地域整備基本方針に位置づけられている集落地域における集落地域の整備法に基づき集落地区計画を活用した総合的な集落農地の整備が可能であるとしておりますが、その可能性についてはどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 農業集落の都市近郊農業集落についてどうかということでもありますけれども、これまでのように農業だけを営む農家に居住していた地域ではなくなっているというのが現状であります。こうした場合、本町ですけれども、都市計画法では町内全域を市街化区域と市街化調整区域に区分しております。ご存じのとおり市街化区域においては都市化を進める一方でありますね。都市化を進める。逆に言うと、農業振興地域などをしつつ、市街化調整区域としては無秩序な市街化を抑制しようというところでもあります。ただし、市街化調整区域にあっても農業振興地域内であれば、国の政策を活用して県の整備計画、そういうことに基づいて地域住民の参加と総意によって住みよい集落づくりを目的とした農用地整備、農業用排水施設の整備等が可能になってきます。

この今回のご質問の集落周辺としての農用地区以外の農地に関しては、町等が受益者からの申し出を受けまして、集落の代表者あるいは農業委員会、土地改良区、農協等の意見のもとに、農用地から除外している受益者からの新たな農村集落基盤再編あるいは整備事業計画が国、宮城県、土地改良区等々、関係機関から認められて、農業振興区域内でのおおむね、ここなんですけれども、20ヘクタール以上の受益面積であれば事業が可能であると。結論から言うと、面積がある程度いっぱいこう、今難しいことをしゃべりましたけれども、面積があ

る程度制限がありますよということなんです。ただ、そこにはいろいろなことからの調整が必要で、この20ヘクタールというところがちょっとあります。そういうことから、町が事業を実施した場合の財源の負担割合について、細かい等々がありますので、この辺については担当課長からちょっと補足説明をさせます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 受益面積20ヘクタール以上の事業実施の場合でございますが、財源の負担割合でございます。国が50%、県が27.5%、町が10%で、受益者負担が12.5%となっております。ここの国庫補助事業につきましては、土地改良法で定められております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） そうしますと、この整備総合計画ですね。一応は最初に策定しなきゃならないということですね。もし対象として、この20ヘクタールというものをまず対象として整備するにはですね。その整備計画を立てた上で、それで許可を申し込むというような形になろうかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 流れとしては、その整備計画をつくって、いろいろな関係者を集め同意というんですかね。結果的には、その20ヘクタールに近い面積ですね。この辺がちょっと今松島町、農振地域、そうでない地域のエリアを見ていったときに、どうしてもこの20ヘクタールがちょっと課題になってくるのかなど。流れとしては今議員さんが言ったとおりの流れになっていきます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） やはりこの農地を利用していくのには、保全していくのには、どうしても現状での区画ではなかなか厳しい。先ほども言ったとおりに、ある程度の一定規模の区画がないと、引き受け手もない、これからの保全もかなわないというようなことになろうかと思うんですけれども、一つこの20ヘクタールというこの基準ですね。この20ヘクタールの基準というのが、町全体のものとなっていくのか、あるいはその地区よっての飛び地みたいな形でなっていくのか。町全体のほうでこの部分は20ヘクタール以上と、全体のものから割り出した面積になっていけばいいのか、その辺をちょっとお聞かせを願います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） この面積要件でございますが、議員がおっしゃいましたとおり、

町全体であれば可能なんですね。農振地域、農用地以外でも。ただ、農振、農用地以外の地域については、どうしても飛び地の要件が大分厳しくて、ある程度連続した区域の定め方で初めてその面積要件というのが達成されるというふうになっているのが現状でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） そうしますと、なかなかこういった整備計画も、立てても1つは適用ならないのではないかなというふうな今お話をのこなと思ひまして、そうしますとその結局は今の現状を維持していつて、ただ荒廃を見ていくというんですかね、そういった状況にならざるを得ないのか、その辺が非常に危惧するところでして、どうしても狭い面積でもその地区、地区で何とかそういったものをひとつやれないのかなというそういった方法がないのかどうか、その辺もう一度お伺いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、議員さんから質問ありましたこの集落の地域整備事業というものでいけば、その面積的な制約があると。この20ヘクタールという、ブロックごとに見ていくと、とてもちょっとその20ヘクタールというのはクリアは難しい。では、しからば今言った議員さんどうするんだという、やはり今までいろいろな予算審査分科会でも、今までの懸案事業の中でもそのこのところだと思ひます。整備地法からいくと大きさに制限があるので、そうでないところをどのようにして整備していくかという、これは国策であったり、県のいろいろな助成事業であったり、いろいろな貸し付けであったり、いろいろなことをいろいろ模索しながら施策を考えていくしかないのかなと。町だけのお金でぽんぽんといければすごくいいんでしょうけれども、逆に言うとある程度国策も加味した形でいろいろな手法を模索していきたいというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） そういったいろいろ模索をしていきたいということなので、そうなるとうつになるのかなと思ひますと、なかなかできないのかなという結果になろうかと思ひまして、先ほども述べたとおり、高齢化は進む。大体今、うちの組合でも平均が70を超えてましてね。あすにもあさつてにもやめますよと、その農地を引き受けるところがないという現状です。だから、これは早ければ一応町のほうでも独自に政策を打ち出して、やれる地域を少しずつ限定、何年かごとに計画を立てて限定しながらその土地の基盤整備なりをしていけば、それから用水の確保、排水の設備、そして暗渠態勢をしっかりとて基盤を築いていけば、将

来どこに法人とか何かにお任せしてもできる可能性があると思うし、そうなると地域でも担い手という形の芽が出てくるのではないかなと思っております。

私の息子も今埼玉にいますけれども、「お父さん、こんな見る限りの足踏むとすぐくると回るような農地で田んぼつくってられんのか」という話です。そうすると、やはり後継ということもままならないし、そこから経費等もかかりますし、効率的なこの農地の管理というのができなくなる。それだけの手当てしてもらえればいいんですけども、なかなかそういう手当ても農業振興地域はいろいろありますけれども、地域以外にはそれが無いということになりますし、その保全ということから比べれば、見る限りここから見てもこの居網地区とか、もう近々ですよ。やめるという方2人います、来年。そういった方の農地はいずれ荒廃していきますし、田んぼをつくらなくなっていく。「あんだ、つくってけらい」と言われるんです。でも、限界があります、私もね。そんなに、そんなに設備投資もしてもらえませんし、そうなるとどうしてもほかにも頼めないということになりますから、物すごく来年、再来年の話なんですわ。

だから、今まで町はそういったことも思いながら、そういった対策もなく、そういった手当てもしてこなかったわけですから、そういったところも含めて近々に前に向いた松島の保全のあり方というのも少し計画的に検討していただけてやっていただけないかなというように思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この質問が出てから、担当を呼んで、今議員が言われた地域、それからもう1つ西側に山を越した地域と、面積的にどのぐらいあるのかと。そうしたら、そちらのほうは10ヘクタール、あっても10ヘクタールぐらいということでありました。ですから、そういう地域のこの田んぼを、田んぼの耕地整理をしてやっていくということ自体が、本当にどのぐらいの負荷がかかってやれるのか。それが一番だと思うんですね。やはり1つは、今月向こうの方々の施設ができ上がるので、お話し合いしなくちゃなと思っているんですけども、この地域を何で残すのかという、田んぼをつくりながら残すのか、それ以外の生産品をもってやっていくのかですね。やはり耕作者の話をまず聞いて、そこに町が乗っかっていかないはずかなと。町が誘導するという事はなかなか難しい。

それで、この間、これも雑駁な話になるかもしれませんが、実はこの間、まだ1週間にもなりませんけれども、大和町の話聞いております。大和町の話で、ぜひ松島もコラボしないかと言われているのが、ワイナリーの話です。そういった話もまだ話だけしか聞いて

いませんけれども、そういったものがあいう地域、日照的なものから土地条件から合うかどうかは私まだわかりませんが、そういったもので模索をしながら、こういったことをやった場合に町内の方がではそれを先陣にしてやるよと言ったときに、町がバックアップしていくと、こういう形になるんだろうというふうに思うんですね。

ですから、やはり農業でも若い人たちが結構頑張っている方々はいますので、確かに私らが農業をやっている方では平均年齢だそうですから、これから10年すれば耕作者は半分以下になるというのはわかっていますので、それに対応する松島の農業ということだと思えます。ですから、手樽のC1に関すれば、ある程度そういったことでどなたかが小さいところでも大きくなりますので、やってくれるんだろうけれども、それ以外のところをどうするんだろうかということだと思えますので、変にその風致地区とかそういったもので縛らないでやれる方策というのをやはり考えていく必要があるというふうには認識しております。

そういった方向で私もちょっと努力してみますので、議員のほうからもまたご指導賜ればというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 今、おっしゃっていただいた地区に関しては、私も借地をしてつくっておりますし、正直太齋議員さんもつくってまして、大体2人で4ヘクタールぐらい、大体4割は私たち2人でつくっているわけです。私たちがやめたとなると、その4ヘクタール分が丸々耕作放棄地になっちゃうというような状況です。なおさら、地元の前農業委員さんやっていました方ともお話をしながら、こういった米ではなかなか大変なので、別な作物に転用しながら、なおさら松島では農業指導員も雇用していますし、そうしたことも関係しながら将来利益の上がるような方向での水田の利活用というものがないと、なかなか厳しいのかなど。それと、先ほど言った保全ということでの基盤整備を町がきっちりやって補助してやっていくようなやり方、二者選択、どちらかなんですよね。そうでないと、荒廃するだけです。

そういったことも含めて、農業指導者も生かして、桃とか何か、減反の部分に作付して去年あたりからやっているようではすけれども、それにしても結局経営体系というのもきちっと考えてやらなきゃだめだと思えますよ。やはり10年でこういうような生産量とかそういうようなものがあって、1つは今の段階で作付を始めるとか、そういうような1つの体系がないと、なかなか生産意欲も湧いてきませんし、ただ単に農林のほうでの事業の中でそういった事業での植えつけをやっているわけではすけれども、そういうようなところを産地化という形

での本気になってやれるような取り組みがないと、そういった方向には行かないのかなと思っています。それも含めてぜひ方向性を見出しながら、なかなか結論は出ないようですけども、私たちもいつこけるかわかりません。だから、そういったことも含めて、まず大体いいかと思っています。そういったことも含めて町には努力をしていただいて、安定経営ができるような対策を求めながら、あわせて基盤整備はできるところは町でもいろいろ模索しながら計画を立てて、基盤整備のそういった事業を含めて農地保全に努めてもらいたいなと思っております。いかがでしょうか。最後。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 突拍子もなく今言うと、色川議員びっくりするかもしれませんが、たしか色川議員さんが何かのときに、あの地区に菜の花畑にしたらどうだというようなことをたしか言われたことがあったのではないかなと。そば街道にしたらどうなんだという、ああいう話が実はもう1回現実味を今度は帯びて、菜の花がいいかどうかは別として、やはりそういったものであの地域を盛り上げて、そこに人が住み着くようなやはり施策をやらないとだめなんだろうなということは痛感しております。そういった方向でいろいろな引き出しを国とか県のほうに言って、担当は当たり前話なんですけれども、あとは地域の人たちがやはりそこで何人かでもいいからやる気がないと、これは行政だけではどうにもなりませんので、そういう相乗効果でやっていければなというふうに思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 今の答弁を聞いて、一応はそういった1つはやはり地域の方々が一番大切なのかなと思っています。将来の見通しの明るいようなそういった農業政策があればなと思いますから、なおさら町にも努力をしていただいて、今後の農業政策にきちっと見ていきますので、いい形で土地の利用ができればなど。いずれそういった農振地域であっても、市街化調整区域に隣接している農地なんかも地区計画というものが出てくると思いますから、1つのそういったこともきちっと明示しながら、そういった利用を含めてやっていただければと思います。

時間も15分残りしましたが、これで質問を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中ではございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は20日に延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。延会します。再開は20日午前10時です。

皆様大変ご苦労さまでございました。

午後2時35分 散 会